

平成 26 年第 1 回
城里町議会定例会会議録

平成 26 年 4 月 22 日 開会
平成 26 年 4 月 30 日 閉会

城里町議会

平成二十六年第一回城里町議会定例会会議録

城里町議会

平成二十六年第一回城里町議会定例会会議録

城里町議会

平成二十六年第一回城里町議会定例会会議録

城里町議会

平成26年第1回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・ 町民憲章唱和	8
・ 議長挨拶	8
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	9
・ 開議の宣告	9
・ 議事日程の報告	9
・ 諸般の報告	9
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	9
・ 町長挨拶	10
・ 平成26年度施政方針	11
・ 承認第1号～議案第29号 一括上程、提案理由説明	27
・ 議案第23号～議案第29号 質疑	32
・ 予算特別委員会の設置・付託	33
・ 予算特別委員会委員の選任	34
・ 予算特別委員会正副委員長の報告	35
・ 陳情第1号 委員会付託	35
・ 散会の宣告	36
○ 散会	36

会 議 録 第 2 号

○ 日時	37
○ 出席、早退並びに欠席議員	37
○ 説明のため出席した者の職氏名	37
○ 職務のため出席した者の職氏名	38
○ 議事日程	38
○ 本日の会議に付した事件	38
○ 開議	38
・ 議員の出欠	38
・ 開議の宣告	38
・ 議事日程の報告	39
・ 一般質問	39
9 番 桐原健一君	39
5 番 三村孝信君	42
1 番 藤咲芙美子君	52
・ 散会の宣告	67
○ 散会	67

会 議 録 第 3 号

○ 日時	69
○ 出席並びに欠席議員	69
○ 説明のため出席した者の職氏名	69
○ 職務のため出席した者の職氏名	70
○ 議事日程	70
○ 本日の会議に付した事件	71
○ 開議	72
・ 議員の出欠	72
・ 開議の宣告	72
・ 議事日程の報告	73
・ 承認第1号 質疑	73
・ 承認第2号 質疑	73
・ 承認第3号 質疑	73

・承認第4号 質疑	73
・承認第5号 質疑	74
・承認第6号 質疑	74
・承認第7号 質疑	74
・承認第8号 質疑	74
・承認第9号 質疑	74
・承認第10号 質疑	75
・承認第11号 質疑	75
・議案第22号 質疑	75
・予算特別委員長報告	75
・討論	77
・採決	83
・陳情第1号 委員長報告、採決	87
・日程追加	88
・発議第1号 趣旨説明、質疑、討論、採決	88
・議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	89
・報告第1号～報告第10号	90
・町長挨拶	90
・議長挨拶	91
・閉会の宣告	91
○ 閉会	91

平成26年城里町告示第50号

平成26年第1回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年4月11日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成26年4月22日（火）午前10時
2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

平成26年第1回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	4月22日	火	本会議	◎開会 ◎施政方針 ◎提案理由説明 ◎議案質疑（平成26年度予算） ◎議案・陳情付託
2	4月23日	水	休会	予算特別委員会（総務民生常任委員会）
3	4月24日	木	休会	予算特別委員会（教育産業常任委員会）
4	4月25日	金	休会	議案調査
5	4月26日	土	休会	議案調査
6	4月27日	日	休会	議案調査
7	4月28日	月	本会議	一般質問
8	4月29日	火	休会	議事整理
9	4月30日	水	本会議	◎開議 ◎議案質疑 ◎委員長報告、討論、採決、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	藺 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 不応招議員

な し

第 1 日 4 月 2 2 日 (火曜日) 本 会 議

平成26年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成26年4月22日 午前10時00分開会

1. 出席議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	鯉 渕 弘 之
保 険 課 長	仲 田 克 之
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	吉 田 一
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	茅 根 文 夫
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	小 林 恵 子
水 道 課 長	仲 田 不 二 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

教育委員会事務局 長

大 貫 忠 男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
書 記

鈴 木 貴 司
興 野 友 宣
仲 田 富 美 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成26年4月22日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号（城里町水防協議会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第3号 専決処分第3号（城里町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 専決処分第4号（城里町高田荘設置及び管理に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 専決処分第5号（平成25年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第6号 専決処分第6号（平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第7号 専決処分第7号（平成25年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第8号 専決処分第8号（平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第9号 専決処分第9号（平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第10号 専決処分第10号（平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第11号 専決処分第11号（平成25年度城里町水道事業会計補正予算第

4号)の承認を求めることについて

- 日程第14 議案第22号 城里町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算について
- 日程第16 議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第25号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第26号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第27号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第28号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第22 陳情第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情
- 日程第23 報告第1号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第24 報告第2号 城里町小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第25 報告第3号 城里町水道事業会計規程の一部を改正する規程
- 日程第26 報告第4号 城里町国民健康保険被保険者健康診査等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第27 報告第5号 城里町臨時福祉給付金支給事業実施要綱の制定
- 日程第28 報告第6号 城里町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の制定
- 日程第29 報告第7号 平成25年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書
- 日程第30 報告第8号 学校給食における食物アレルギー対応の手引き
- 日程第31 報告第9号 城里町財務諸表4表(平成24年度決算)
- 日程第32 報告第10号 例月出納検査報告(12月、1月、2月、3月執行分)

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 承認第2号
- 承認第3号
- 承認第4号
- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 承認第10号
- 承認第11号

議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
陳情第1号

午前10時00分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いをいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いをいたします。

ご起立を願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） それでは、平成26年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、平成25年度補正予算、平成26年度当初予算案などをご審議いただく会議でございます。

よろしくご審議をお願いするものでございます。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告をいたします。

ただいまの出席議員数は16名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回城里町議会定例会を開会をいたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち諸般の報告を申し上げます。
平成25年12月、平成25年1月、2月、3月における各会議等への出席状況はお手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、城里町議会会議規則第116条の規定により

4番 余水紀夫君

5番 三村孝信君

6番 河原井大介君

の以上3君をご指名を申し上げます。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、根本議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） それでは、報告いたします。

去る4月15日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます承認11件、議案8件、陳情1件、報告10件、合わせて30件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から4月30日までの9日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりにご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま根本議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から4月30日までの9日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から4月30日までの9日間と決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人5名を許可をいたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご出席いただき、ありがとうございます。

さて、本議会定例会は、さきの議会改選に伴う一般選挙の執行により、4月開催となりました。

城里町平成25年度各会計補正予算に伴う専決処分や平成26年度行政執行に伴う一般会計を初めとした7会計の本予算、関係条例の改正などをご提案し、ご審議をいただくものがあります。

新年度予算の詳細につきましては、後ほど提案いたします平成26年度施政方針並びに予算案の中で説明申し上げますことといたしますが、元気な城里まちづくりの実現に向け、1

つ目は引き続き防災力の強化や公共施設の耐震化の推進、2つ目は次世代を担う力を育てるため子育て世帯の応援、3つ目は福祉・介護・医療の充実、4つ目は商工農林業を守りふるさと再生、5つ目は道路整備の強化、6つ目は新たな行政改革、7つ目は町民意識の融和と醸成と、7つの施策を基本柱として、城里町の将来を見据えた元気な城里まちづくりの実現に向けた事業予算の重点配分を行いましたので、行政執行には特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成26年度施政方針

○議長（小松崎三夫君） これより、平成26年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本日ここに、平成26年城里町議会第1回定例会の開会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

町民の皆様方から負託を受け、2期目の町政を担い2年目を迎えることとなりました。合併から10年という節目の年度を迎え、平成26年度はこれまでの町政を検証し、東日本大震災からの復興とともに、さらなる飛躍・発展を目指す大きな転換期になるものと感じており、城里町の町政を担う重責に身の引き締まる思いではありますが、全力を尽くして町政発展に努めてまいり所存でありますので、何とぞ議員各位を初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の経済情勢は、震災から丸3年が経過し、復興はインフラ面を中心に少しずつ進み、成長戦略や全国的防災関連事業等を含む、政府が主導する経済政策「アベノミクス」の効果及び推進により、長年続いた景気低迷及びデフレ経済から脱却しつつあるとともに、上場企業等においては業績予想を上方修正する企業の増加など、徐々に以前の水準を取り戻しつつあります。

しかし、地方においては景気回復の実感がまだ湧いてこないのが実情であり、あわせて消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動や増税の影響が今後の経済回復への妨げになることが懸念されております。

本町においても、震災の復興関連事業が着実に進む中、町税収入等も徐々に震災前の水準を取り戻しつつありますが、緩やかな持ち直しの動きが続いているとされる経済情勢も、まだまだ町民の皆さん一人一人の実感を伴うものとは言えません。

今年度は本庁舎建設事業の2年目を迎え、町有施設等の維持補修工事などの町単独事業など財政需要が増す一方、自主財源の乏しい本町では依然として地方交付税や各種の国・県補助金等に頼らざるを得ず、財政状況は引き続き厳しく、今後もさらなる財政構造改革を進めていく必要があります。

5年前、私は公平で的確な行政を基本とし、「元気な城里づくり」を公約に掲げ、その実現に取り組んでまいりました。町民が安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが私の使命であると信じ、限られた財源の中で、中学校卒業までの医療費無料化の実施、高齢者のふれあいサロンの拡充など福祉の充実に努め、道路整備や小学校統合を含めた教育施設の再編整備、商工農林業の振興などの施策に力を注いでまいりました。

また、震災発生から3年が経過し、町民の皆様の生活に直結する上下水道や生活道路などの生活基盤施設の復旧を第一に行ってまいりました。

震災の影響で足踏みせざるを得ない事業もありましたが、今後の3年間、城里町再生の芽を立派に開花させるため、行財政改革を推進しつつ、残った課題を着実に実行してまいります。

1つ目として、生活基盤復旧は一定のめどがついてまいりましたが、引き続き防災力の強化や公共施設の耐震化の推進が必要であります。平成25年度からの継続事業であります本庁舎の建設事業や、桂支所機能と公民館を一体化した（仮称）桂町民センターを、いずれも防災拠点、また地域の活性化にも寄与する施設として再建してまいります。

2つ目に、次代を担う力を育てるため、子育て世代の応援をしなければなりません。引き続き中学校卒業までの医療費無料化のほか、出生祝金や子育て支援金制度、常北幼稚園の延長保育を続けてまいります。また、非常災害時の避難所も兼ねる小学校体育館の耐震補強の工事及び中学校体育館の建てかえ等、施設整備に取り組んでまいります。

3つ目は、福祉・介護・医療の充実に努めます。町独自の不妊治療助成金制度の新設を含め、引き続きふれあいサロンや高齢者の健康づくりなどの施策を充実させるとともに、医療体制の整備及び地域医療確保のため、診療所の整備に取り組んでまいります。

4つ目は、商工農林業を守り、ふるさと再生を目指します。引き続き新規就農者への支援及び農産物のブランド化推進や福島第一原子力発電所の事故を受けて、安全な自然エネルギー、再生可能エネルギーが全国的に求められる中、町の遊休地を活用し、太陽光発電を行う事業所など優良企業の誘致に取り組み、ふるさと城里を元気にしてまいります。

5つ目は、道路整備を強力に推進します。平成26年度中に国道123号バイパスの一部供用開始を実現するため、県と連携し推進するとともに、あわせて町道の主要路線や生活道路の整備を促進します。

6つ目は、新たな行財政改革を行ってまいります。合併10年以降の平成27年度から5年間で地方交付税が段階的に縮減され、一般財源の確保が一段と厳しくなりますので、行財

政の抜本的な見直しや財源確保に努めるとともに、起債を行うにしても交付税措置のある有利な地方債を使うなど、将来世代の負担を極力少なくするために努力してまいります。

7つ目は、町民意識の融和の醸成が必要です。町民の意識が1つになるようなコミュニティの醸成や、各種イベント等を通して交流が盛んに行われるよう施策を展開してまいります。

以上、平成26年度予算は、結果として過去最大規模となりました。厳しい財政状況の中ではありますが、将来を見据えた「元気な城里づくり」の実現に向けた事業予算の重点配分を行いました。

総合予算編成に当たっては、町民が真の豊かさを実現できるまちづくりを基本としたところであります。国や県の予算とも同調し、新たな制度や補助金等を最大限活用し適切に対応してまいります。

以上、新年度のスタートに当たり、私の町政運営に当たっての率直な思いを申し上げますが、これに基づき、平成26年度の町政運営の柱となる主な施策について総合計画の大綱に沿って概要を申し上げます。

第1は、「心安らぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

（自然環境・景観の保全）

豊かな自然環境や美しい景観など地域資源の保全に配慮し、自然と社会経済活動が調和したまちづくりを目指してまいります。

郷土の美しい景観を守るため、ボランティアによる定期的な沿道清掃などの保全活動も継続して行われております。環境保全に対する一人一人の意識醸成を図り、家庭、学校、職場、地域などが一体となった環境・景観保全活動を推進しながら、ふるさとの味わいを残す魅力ある景観の形成に努めてまいります。

（環境対策の推進）

環境問題に関しては、環境負荷を減らす循環型ライフスタイルへの転換が求められており、公共施設や家庭用住宅における温室効果ガスの排出抑制を図っていくとともに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進にも継続して取り組んでまいります。

具体的には、バイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油の回収事業や住宅用太陽発電システム設置等に係る費用の一部助成を継続し、クリーンエネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

また、本町の未来の環境を守るため、ごみの減量化を初め限りある資源を有効活用し、循環型社会を構築することを目標とした「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの適正な分別収集やリサイクル化に努めてまいります。

さらに、環境センター、衛生センターの廃棄物処理施設においては、長寿命化を図りつつ、より効率的な運営と維持管理に今後も努めてまいります。

産業廃棄物の処理については、事業者みずからの責任で適切に処理することが原則とな

っていますが、産業廃棄物が大量に生み出されている状況の中で、各自治体とも不法投棄や野焼き対策に苦慮しているのが実情です。県委嘱の不法投棄監視員による監視強化とあわせ、警察等関係機関と連携し不適正処理行為の防止に取り組んでまいります。

（道路交通体系の整備）

道路の整備については、町民生活の利便性向上と通行の安全確保を図るため、積極的に取り組んでまいります。

特に、国道123号バイパスについては、早期に開通できるよう努めるとともに、各県道や幹線町道など主要路線について、町の一体性を意識しつつ、県と連携しながら整備推進を図ってまいります。

また、身近な生活道路についても、舗装や排水施設の整備など、安全で人に優しい道路環境の創出に取り組むとともに、通学路の危険箇所を改善し、児童・生徒の安全を図ってまいります。

さらに、老朽化した橋梁の長寿命化対策や防災・減災に向けた橋梁の耐震補強など、継続して道路交通ネットワークの安全性・信頼性の確保に努めてまいります。

次に、交通対策については、高齢者などの交通弱者の移動手段を確保し生活の利便性の向上を図るため、社会福祉協議会と連携しデマンド交通「ふれあいタクシー」を引き続き運行してまいります。

また、町外への通勤通学、通院等の日常生活を支える交通手段については、路線バスや代替バスの継続的な運行の維持を図るよう、県を初め関係市町、バス事業者と連携し、住民の利便性向上、利用促進に向けた施策の実施に努めてまいります。

今後も、これら公共交通機関の利用状況を注視しつつ、引き続き住民の需要に対応した公共交通サービスの確保に努めてまいります。

（上・下水道の整備）

水道事業については、清浄で安全な水の安定供給に努めるため、老朽化した水道管等の更新事業を引き続き実施してまいります。

また、震災の経験を踏まえ、緊急時に対応するため連絡管の整備を進めるとともに、緊急時及び災害時に迅速かつ効率的な復旧作業を可能にするため、接続状況図の電子化及び台帳の整備を行い、昨今の多様な事故や災害に対処するため、危機対応の強化を図ってまいります。

水道事業業務については、一部を民間委託して「上下水道お客様センター」を開設しておりますが、さらに健全で効率的な事業運営と良質なサービスの提供に取り組むとともに、新公営企業会計制度への対応など、経営の健全化、安定化にも取り組んでまいります。

次に、公共下水道の整備については、下水道は生活雑排水や汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。

公共下水道事業は、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として整備を進めており、平成25年度末までに石塚、那珂西及び上泉地区並びに上青山及び下青山、増井地区の一部を含め323ヘクタールが供用開始されました。平成25年度に上位計画との整合性を図り事業計画を見直し、計画区域面積356.5ヘクタールの整備を進めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、平成6年度から整備を進めており、平成25年度末までに粟、阿波山、上坪、下坪及び上阿野沢地区並びに下阿野沢及び御前山地区の一部を含め248ヘクタールが供用開始されました。事業計画については、地域下水道たかね台団地の編入を初め、公共下水道と同じく平成25年度に計画の見直しを行い、計画区域面積293ヘクタールの整備を進めてまいります。

公共下水道全般については、事業計画区域の未整備地区解消と未接続世帯解消推進事業による水洗化促進の強化、接続率向上に努め、効率的な稼働を目指してまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めてまいりました農業集落排水事業については、さらに接続向上に努め、効率的な稼働を図り、維持管理費の節減に努めてまいります。

なお、合併浄化槽設置事業については、平成20年度より茨城県森林湖沼環境税の活用による高度処理型浄化槽設置及び単独処理浄化槽の撤去補助事業とあわせ、本年度も整備促進に努めてまいります。

（住宅地・住宅の整備）

本町は水戸市のベッドタウンとして最適の位置であることから、良好な居住環境の形成誘導を図ってまいります。

また、建築基準法改正の昭和56年以前に建てられた民間木造住宅は地震に対し脆弱であることから、耐震診断・耐震改修補助制度を積極的に活用していただくことにより、地震に強いまちづくりを進めてまいります。

町営住宅については、専門の住宅管理業者に委託し、きめの細かいサービスを提供するとともに、必要数を上回るストック住宅の整理を進めてまいります。

（公園・緑地の整備と緑化の推進）

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域や生活環境の形成に努めてまいります。

（消防・救急体制の強化と防災の推進）

救急体制については、救急初動体制の向上を図るべく水戸市消防本部北消防署城里出張所に常備消防業務を事務委託しており、年々増加する救急出動や高度化する救急要請に、ドクターヘリの運航など迅速な対応と高度な救命処置による救命率の向上を目指しながら、町民の安全・安心を確保してまいります。

消防については、水戸市消防本部北消防署城里出張所との連携を図りながら消防団の消

防ポンプ車の更新や、防火貯水槽、機械器具置き場の新設・修繕整備を計画的に進めてまいります。

また、消防団の強化を図るための規律教養訓練、林野防衛訓練等を実施しながら、消防団員相互の融和と士気向上に努める一方、消防団員の減少による消防団機能の低下が懸念されていることから、一般団員及び女性消防団員の確保を積極的に推進してまいります。

防災対策については、震災の検証と教訓を踏まえ、安心・安全なまちづくりを目指して災害対策の強化を図ってまいります。

特に、原子力災害への対応に当たっては、東海第二原発から半径30キロ圏内の原子力災害対策重点地区となっており、県の指示を受けながら広域的な避難行動計画を早急に策定してまいります。

また、実施計画のある「城里町防災訓練」については、自主防災組織や区長会等の町関係機関に、県や他市町村等で開催する「総合防災訓練」の視察研修に積極的に参加いただき、実効性のある「城里町防災訓練」が実施できるよう努めてまいります。

今後は、災害の発生に備えて、非常用物資の計画的備蓄と迅速な情報伝達を行うために既存の防災無線施設の統合整備と、将来的には安定した情報伝達手段を構築するため防災行政無線施設のデジタル化を進めてまいります。

自主防災組織においても、「自助・共助・公助」の考えのもと、組織率向上に向けて地域への支援と、組織が実施する防災訓練や普及啓発活動に関係機関と一体となって取り組みながら、地域住民との緊密な連携協力体制を確立し、地域防災力の向上に努めてまいります。

なお、震災によって被災した大規模半壊以下の住宅については、補修資金を金融機関等から借り入れた場合に利子の一部を補助する制度を引き続き設けて、速やかな復旧・復興を支援してまいります。

（防犯・交通安全対策の推進）

交通事故や防犯対策については、事件、事故等の未然防止に向けて、交通安全協会や防犯連絡員、警察等関係機関と連携し、キャンペーン、交通安全教室、夜間パトロールなどの啓発活動や立哨活動を展開してまいります。

さらに、交通事故防止のための交通安全対策施設の整備を初め高齢者の運転免許自主返納の推進、防犯対策として防犯灯のLED化への移行を検討し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

（情報通信網の整備・充実）

情報通信分野の技術革新は目覚ましく、本町でも光ファイバーによる高速情報通信の利用が可能となり、住民生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしております。

今後は、デジタル技術を初めとする情報通信技術の高度化、通信データの大容量化がさらに進むことが見込まれます。これらの情報基盤を有効に活用するために、産業、教育、

防災、行政等のさまざまな分野において活用を進め、情報通信関連産業の創出や新しいコミュニティづくり、未来の人材育成などを積極的に支援してまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

（地域福祉の充実）

急速な少子・高齢化の到来、個人生活の意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます多様化が進み、福祉施策のさらなる充実が求められております。

地域における高齢者や障害児者を初め、誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身がお互いに支え助け合う「地域福祉」の推進が重要視されており、特に支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな支援を実現していくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を支援するために、町民みずからが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティアの育成などを行い、町民同士の交流による連帯の輪をさらに広げてまいります。

また、これらの具現化のため第2期「地域福祉計画」を策定いたしました。社会福祉協議会策定の「地域福祉活動計画」と連携し、地域コミュニティづくりに取り組むとともに、在宅福祉サービスセンター運営事業により、高齢者や障害児者などが暮らす世帯に対し訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の住民が安心して生活ができる体制の構築を図ってまいります。

（子育て支援の充実）

急速な少子化の事態に直面し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境を整備し、少子化に歯どめをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、次世代育成支援対策推進法に基づく「城里町次世代育成支援対策計画（後期計画）」に基づき、子育て支援を実施してまいります。

母子保健事業については、引き続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、母親同士の交流や仲間づくりなど、子育てを総合的に支援する体制づくりを推進してまいります。

保育事業については、子供を安心して育てることができるような体制整備を目的とし、民間保育所において、子育て支援交付金事業や地域子育て支援拠点事業、特別保育事業及び保育サービス支援事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、多子世帯の経済的負担の軽減策として、すこやか保育応援事業に基づき、本年度も保育料の一部助成を実施いたします。

また、就学児の健全な育成を図り、日中、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施いたします。

そして、育児不安や児童虐待、いじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童問題に対応するために、民生委員・児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

（高齢者福祉の充実）

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、介護サービス基盤の充実やサービスの質の向上を図るとともに、介護保険サービスと在宅福祉サービスに基づき、高齢者一人一人がみずからの意思により自立した生活が営めるよう、心身の健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、高年者クラブ活動の支援、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションを通じた交流機会の創出に努めてまいります。

（障害福祉の充実）

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、相互に人格と個性を尊重しながら地域の一員として共生するまちづくりが重要であります。

国の基本方針に即し、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制に関する「障害者福祉計画（第4期計画）」の見直しを行う中で、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進めつつ、障害者相談支援の充実に努め、障害者が住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

（保健・医療の充実）

保健事業については、集団健康診査やがん検診体制の充実を図るとともに、町民一人一人の健康に関する意識を高めながら、生活習慣の改善など、みずからが取り組む健康づくりを支援してまいります。

子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診無料クーポン事業を引き続き実施してまいります。

生活習慣病予防対策については、特定健診の受診勧奨に努め、特定保健指導対象者を的確に把握し、保健師、管理栄養士などが早期に介入することにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備群を計画的に減らすことを目指してまいります。

さらに、特定保健指導対象者以外に対しても、積極的に生活習慣病発症及び重症化予防に努めてまいります。

また、医療については、安心して受診できる医療施設の充実と近隣二次救急医療機関、地域医療支援病院との連携を促進してまいります。

（社会保障制度の充実）

全ての町民が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らせることができるよう、国や県、関係機関等と連携し、社会保障制度の充実に努めてまいります。

そのため、国民年金、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度などの社会保障制度について、制度に対する理解を深めていただくため、積極的な周知に努めてまいります。

さらに、保険税の適正な賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、財政基盤の安定を目指して健全な運営に努めてまいります。

また、医療福祉事業には、社会的及び経済的負担の大きい小児、父子・母子家庭、重度心身障害者、妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度改正を的確に把握し、周知徹底を図るとともに、受給者の利便性を高めてまいります。

特に、町単独事業である特例小児・児童医療福祉費支給制度については、児童・生徒を対象に医療費の助成を継続して行い、子育て支援の充実に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を生かした魅力と活力あふれるまちづくり」であります。

（農林業の振興）

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大や過疎化の進展する中での農業所得の減少など、農業の再生は待ったなしの状況であります。

このような状況から、「人・農地プラン」の作成を初め新規就農者の確保に向けた青年就農給付金事業や経営所得安定対策の拡充策、さらに6次産業化の推進等に積極的な取り組みが求められております。

本年度においては、青年就農給付金を活用した新規就農者の確保を図りながら、耕作放棄地の再生利用など農地集積による大型農業の導入や、経営所得安定対策を積極的に推進し、安定した水田農業の確立を目指すため「人・農地プラン」の定期的な見直しに取り組んでまいります。

さらに、担い手への農地利用の集積・集約化を促進させるため、県に設立される農地中間管理機構と連携しながら農地の有効活用及び農業経営の効率化を図ってまいります。

また、本町の農産物のブランド化を進めるとともに、内外に情報発信を積極的に推進し、地域の活力を高めてまいります。

次に、生産条件の不利な地域への中山間地域等直接支払制度は引き続き継続し、農村環境保全を目的として行われている農地・水保全管理支払交付金事業は、新たに農地維持支払い、資源向上支払い事業として継続し、地域と一体となって美しい農村環境の保持を図ってまいります。

さらに、物産センター等直売施設についても、生産者とともに県内外の利用者との交流事業を推進し、地場産品、特産品等の販路拡大を図ってまいります。

那珂川沿岸農業水利事業については、引き続き早期の完成を図るべく国・県など関係機関に働きかけてまいります。

一方、震災やそれに伴う原発事故において、本町の農産物や農業施設等にも多大な被害が生じましたが、現在までにおおむね復旧することができたところであります。

さらに、農産物の生産体制や販路の回復と充実を図るとともに、国庫補助事業を活用し、農地・農業施設の整備に努めてまいります。

また、いまだ原発事故の収束に至っていないことから、今後も農産物の安心・安全確保のため、簡易測定器による放射能測定を実施してまいります。

次に、畜産における生産環境は、畜産物の輸入自由化、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、関係機関と協力し、衛生的な生活環境の維持、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策として各種防疫対策事業を実施し、畜産経営の安定化を図ってまいります。

また、黒毛和牛の生産振興については、価格も原発事故前の水準に回復し、今後、規模の拡大が図れるよう、資質のすぐれた素牛の導入を目的とした繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって推進してまいります。

次に、イノシシなど有害鳥獣による農産物被害については、原発事故の影響でイノシシ肉から基準値を超える濃度の放射性物質が検出されていることや、狩猟者の減少により年々増加しております。

これらの対策として、狩猟免許保持者の増員を図るため、新規狩猟免許取得するための助成や他のけもの類等の対策として、狩猟期間中に町民へ箱わなの貸し出しを行うなど、有害鳥獣による被害防止に積極的に対応してまいります。

次に、林業の振興については、木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから、間伐などの適切な管理が行われず、荒廃した森林がふえており、森林の持つ水源涵養や山地災害防止、地球温暖化の防止などの公益的機能の低下が危惧されております。

このため、茨城県森林湖沼環境税を活用して、森林所有者の負担なしで間伐や森林整備を実施することにより森林の持つ公益的機能の回復と向上に取り組み、緑化運動の普及啓発を図るとともに、森林組合等と連携しながら林業振興に努めてまいります。

（商工業の振興）

商工業を取り巻く環境は、消費者動向の変化、経営者の高齢化と後継者不足、さらに消費税の増税など、なお一層厳しさを増しております。

そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会と協力しながらイベントの開催や、観光事業の活用と連携を図り、地域振興対策事業としてプレミアム付商品券を発行し、消費税引き上げによる買い控えを和らげるとともに、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、中小企業の資金需要に的確に対応するため、中小企業事業資金融資制度などを積極的に活用していただくとともに、保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、雇用情勢は緩やかに改善傾向にあります。依然として厳しい状況が続いている中で、国においては地域の雇用改善を図るための緊急雇用対策を進めており、本町においてもこれら補助事業を活用し、雇用対策について積極的に取り組んでまいります。

次に、工業の振興については、企業等が事業を拡大するには厳しい経済状況であります。企業を誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、町の活性化を図るためにも積極的に優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、消費生活相談は年々増加しており、複雑多岐にわたっていることから、引き続き消費者相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、未然に防止するための啓発活動を積極的に推進してまいります。

（観光・レクリエーションの振興）

豊かな自然を生かしたレクリエーション施設「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「やまびこの郷」は、本町の観光の核として重要な位置づけとなっております。

震災の影響により減少傾向になっていた利用客は回復傾向にあり、引き続き指定管理者により円滑な運営ができるよう、各施設の特色を生かした各種イベント、体験教室等を実施してまいります。

ふれあいの里については、老朽化したキャビン及び浄化槽の改修を行い、リピーター等の確保を図るとともに、健康増進施設「ホロルの湯」との提携を通じ、引き続き集客力アップにつなげてまいります。

さらに、「いばらき県央地域観光協議会」と連携して、広域的な観光PR等の活動を強化し、体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを目指してまいります。

また、近年の健康志向等により、城里町最高峰の鶏足山や関東の嵐山と称される御前山への登山者がふえております。このような地域資源を活用してイベントを開催するなど、さらなる誘客を図ってまいります。

健康増進施設「ホロルの湯」については、指定管理者による適正な管理運営により多様化する利用者ニーズに応え、おもてなしの心でお迎えし、安らぎや楽しさを感じていただけるようなサービスの質的向上と効果的・効率的な運営への支援を行ってまいります。

さらに、町内居住者に対する半額利用券の特典を引き続き実施し、町民の健康増進や憩いの場として利用促進を図るとともに、ホームページや情報誌等によりPRに努め、積極的に町内外の誘客を図ってまいります。

次に、観光協会において開催する各種イベント等の後援や協賛をしていくとともに、町内外のイベントに参加して、城里ブランドマスコットキャラクター「ホロル」を活用し本町の観光PRを行うとともに、会員、町、商工会、JA等との連携を強化し、観光資源の開発及び郷土土産の紹介と誘客を図りながら、引き続き地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり」であります。

(幼児教育・学校教育の充実)

教育基本法の理念を踏まえ、本町の教育全般についてのビジョンを示すため、「城里町教育振興基本計画」を策定し、本町教育のさらなる振興を図ってまいります。

幼児教育については、生きる力や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担う時期であることから、遊びを通して人や自然にかかわり、自立と協同の基礎を培う幼児教育を推進してまいります。

学校教育については、各学校において主体性を発揮し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、望ましい集団活動を通じた個性の磨き合いから、個性を生かす教育の充実、学校・家庭・地域社会の連携・協力から魅力ある開かれた学校をつくり、一人一人が輝く活力ある学校づくりを目指してまいります。

また、少子化の進展を背景に学校の小規模化が進んでいることから、適正な学校規模を維持し、良好な教育環境を確保するため、七会中学校と常北中学校の統合に取り組んでまいります。

さらに、老朽化に伴う桂中学校屋内運動場の建設、常北小学校、桂小学校の屋内運動場の耐震補強、遊具の補修等、より安全な教育環境の整備を図ってまいります。

学校給食については、地元産の食材の利用に努めるとともに、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育を推進してまいります。

(生涯学習・生涯スポーツの推進)

町民一人一人が心豊かに健康で、生き生きと人生を過ごすため、生涯にわたって主体的に学習を継続することが求められております。

本町においては、生涯学習の充実を図るため、学校、家庭、地域、社会教育団体及び民間団体等との幅広い連携のもと、生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映される仕組みづくりに努めてまいります。

そのためにも、本年度は各種講座の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実等に努めるとともに、各地域住民の交流を促進してまいります。

また、学習機会、各種講習会や施設を利用するときなど、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

さらに、地域における自主的な活動の推進を図るため、各地区の集会施設、生涯学習施設及び各種運動施設の維持管理に努めてまいります。

コミュニティセンター城里については、震災により役場本庁舎が被災を受け、現在は役場仮庁舎となっておりますが、本庁舎の完成を見据え、本来の利用検討を図ってまいります。

図書館については、社会教育施設等との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

郷土資料については、郷土の歴史、民俗資料が収集してあるため、これらの整理に努めるとともに、将来展示ができるよう努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、船上研修や北海道の雄大な自然の中での体験活動等団体行動を経験することにより、心身ともに調和のある人間形成を図るため実施してまいります。

また、子供たちの安全・安心な居場所づくりの推進をするため、福祉部門と連携を図り、小学校や公民館の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子供の安全確保に努めてまいります。

（芸術・文化の振興）

町民の一体性を確保し、町民一人一人が誇りと愛情が持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、文化のかおり高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、学校・家庭・地域の連携との交流を進め、自然・歴史・伝統・文化に触れ、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を進めてまいります。

芸術・文化の振興については、各施設において事業の展開を図るとともに、町民の自主的・創造的な芸術文化活動の支援を図り、公民館まつりや各種の行事、展示を通し、町民が広く芸術・文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等については、町内には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形、無形の文化財が数多く存在しております。そのため、文化財保護計画を基本として文化財の保護・活用を図るとともに、情報パンフレットやインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、保存と継承に努めてまいります。

これらの施策についての展開を図るとともに、教育委員会外部評価委員会を通じて事務事業の透明性・客観性を確保しつつ、教育行政のより一層の充実に努めてまいります。

第5は「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

（住民主体のまちづくりの推進）

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、町民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていくことが重要であります。そのため、薄れがちである自治意識の高揚に努めるとともに、各種施策への住民参加を促進し、地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙やホームページを通して、行政情報を積極的に発信するとともに、広聴事業の充実を図り、町民の声を反映させてまいります。

（多様な交流の推進）

交通手段や通信手段の発達に伴い、国境を越えた人の移動や他地域のイベント等に積極的に参加する住民がふえつつあります。国際化とさまざまな交流が拡大する中で、世代を超えた国際理解や町内外各地域との交流を促進する担い手の育成に取り組んでまいります。

(人権尊重と男女共同参画の推進)

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。そのため、関係機関との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会を捉え啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、男女平等の実現に向けた取り組みについては、「第2次城里町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画推進協議会を初め各関係団体と連携を図りながら、引き続き推進してまいります。

(行財政運営の合理化・効率化)

行財政運営については、地方分権による権限移譲事務の増加等により職員の定員管理については難しい面がありますが、今後とも適正な定員管理や人事管理を進めるとともに、人事評価制度の導入等により職員の資質の向上を図ってまいります。

また、現在の地方自治体においては、行政改革は不断に取り組んでいかなければならない問題であり、特に町民との協働の視点に立った組織機構の見直しや事務事業の簡素合理化など、時代に即応した行政経営へと転換するため、行政評価制度を活用し、現在実施している事務事業の必要性や有効性を見直し、改善を進めてまいります。

なお、現在、震災の影響を受け、仮庁舎により業務を行っておりますが、町の行政サービス、町防災の拠点となる本庁舎の建設を、平成26年度中の完成に向けて工事を進めてまいります。庁舎完成後には、現在分散化している課等の一極集中を図り、さらなる町民へのサービス向上に努めてまいります。

財政運営については、平成21年4月施行の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」や平成18年8月の地方行革新指針で示された新公会計制度改革等へのとおり、さらなる財政の健全化に向けて取り組んでまいります。昨年度に引き続き、本庁舎建設関連事業費には、震災復興特別交付税の交付を受け、被災施設復旧関連事業債や合併特例債などの交付税措置のある有利な起債、また、基金を財源とするなど、将来の負担が極力少なくなるように努めます。

なお、依然として財政の硬直化は顕著であります。厳しい財政状況の中にあっても行政ニーズに迅速かつ的確に対応する必要があります。自主財源である税収の確保と同時に「納税の公平性の確保」のため、従来にも増して徴収努力により滞納整理を積極的に推し進めてまいります。

また、無駄な歳出はないか、必要性が乏しい歳出はないかを常に意識し、将来につながる財政運営を図ってまいります。

(広域行政の推進)

住民生活でのさまざまな活動は、行政区域を越えて広域化が進んでいることから、近隣自治体と連携して広域行政課題に取り組んでまいります。

また、地方分権の進展に対応した行政体制の強化や新たな広域的対応のあり方について、これまで形成してきた広域行政の枠組みを十分生かしながら、検討を進めてまいります。

以上、平成26年度における主な施策の概要についてご説明申し上げます。

平成26年度予算編成については、2年目となる本庁舎建設などの大型事業により、過去最大の予算規模となりました。全体的には健全な財政運営を堅持するため、業務の簡素化・効率化を図り、徹底した経費の削減に努め、限りある財源をもって、昨年度に引き続き防災力の強化や学校施設などの耐震化の推進、町道徳蔵倉見線などの道路整備、子育て支援や高齢者等の健康づくりなど福祉の充実にも重点を置き、予算を編成いたしました。

平成26年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり116億4,000万円で、前年度当初比30.1%の増となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な人口の高齢化や疾病の多様化、医療の高度化等に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり25億5,930万6,000円で、前年度当初比4.3%の増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定については、七会診療所に医科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、僻地及び医療機関不足地域の医療機関として地域の保健医療を担っております。

経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信頼される診療所を目指してまいります。

また、七会診療所の施設整備については、地域住民の安心・安全の確保のため、施設整備をより一層進めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億4,613万2,000円で、前年度当初比0.5%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が

見込まれ厳しい財政状況ではありますが、現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払い及び保険料の賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり1億9,546万円で、前年度当初比9.6%の減となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険については、公平な要介護認定を行い、適正な保険給付に努めるとともに、第5期介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を積極的に推進してまいります。平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期介護保険事業計画を、地域や高齢者の問題等を的確に把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスを提供できるよう策定してまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり17億3,740万8,000円で、前年度当初比2.8%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

「住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らしたい」を目指して、地域包括支援センターを中心に介護予防プランの作成に取り組んでまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり417万2,000円で、前年度当初比2.6%の増となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により工事費の節減に努めながら未整備地区の污水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億1,624万4,000円で、前年度当初比1.7%の減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、5地区が順調に稼働しております。処理施設の効率的な稼働を目指し、経費の節減に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億7,691万7,000円で、前年度当初比0.6%の減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は、老朽化した水道管等の更新事業をさらに実施するとともに、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら経営の効率化及び省力化に努め、良質なサービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

予算の総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は7億7,991万4,000円、資本的収入は3億9,967万4,000円で、支出は6億3,389万円であります。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は14億1,380万4,000円で、前年度当初比3.6%の増となっております。

予算の執行に当たりましては、経費削減に努めながら、安全・安心でおいしい水の供給と各施設の維持管理に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成26年度城里町予算総額は、合併後最大規模の191億8,944万3,000円となっております。

終わりに、予算編成に当たりましては、復旧・復興事業としての本庁舎の再建という大きな事業を執行中ではありますが、安全・安心な公共施設を維持するため、対応を先送りにできない教育施設の耐震補強や老朽化した施設の維持補修など、それらの経費が予算上にも顕著にあらわれてきております。少子・高齢化や人口減少という社会背景の中で公共施設の再編を考える場合、公共施設の老朽化対策とは切り離すことのできない大きな課題となっております。

厳しい財政状況の中ではありますが、第1次総合計画後期基本計画に盛り込まれた諸施策や公約にあります重点施策を着実に推進するため、今後とも町民との対話、町民との協働を基本とし、「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

これから「元気な城里づくり」を、町民・議会・町が互いにこれまで以上に協調しながら一丸となって取り組み、城里再生の芽を開花させてまいります。

改めて、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本定例会に提案いたしました各会計予算案を初め全ての提案について十分なるご審議を賜り、議決をいただきますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

-
- 承認第 1号 専決処分第1号（城里町水防協議会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分第3号（城里町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分第4号（城里町高田荘設置及び管理に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分第5号（平成25年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分第6号（平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

- 承認第 7号 専決処分第7号（平成25年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 承認第 8号 専決処分第8号（平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 承認第 9号 専決処分第9号（平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 承認第10号 専決処分第10号（平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 承認第11号 専決処分第11号（平成25年度城里町水道事業会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 議案第22号 城里町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算について
- 議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第26号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） これより、日程第3、承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについてから議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算についての19議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、平成26年第1回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第1号 専決処分第1号（城里町水防協議会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

改正点は、引用条項の移動に伴い、関係文言を改正したものです。

次に、承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国において地方税法の一部が改正され施行されたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は、地方法人税の創設に対応して、法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の税率の引き上げに伴い、関係文言を改正したものです。

次に、承認第3号 専決処分第3号（城里町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

改正点は、社会教育委員の委嘱の基準が追加されたことにより、関係文言を改正したものです。

次に、承認第4号 専決処分第4号（城里町高田荘設置及び管理に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについてであります。東日本大震災により被災し解体したことに伴い、町条例を廃止したものです。

次に、承認第5号 専決処分第5号（平成25年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,191万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,406万円としたものです。

歳入では、町税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金及び諸収入を追加し、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債を減額したものです。

歳出では、総務費を追加し、議会費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費及び公債費を減額したものです。

次に、承認第6号 専決処分第6号（平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。まず事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,510万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,698万4,000円としたものです。

歳入では、療養給付費等交付金、共同事業交付金及び諸収入を追加し、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、保健事業費、諸支出金及び公債費を減額し、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金及び介護納付金の財源内訳を補正したものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,184万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,892万3,000円としたものです。

歳入では、繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額したものです。

次に、承認第7号 専決処分第7号（平成25年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予

算第1号)の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,401万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,228万4,000円としたものです。

歳入では、繰越金を追加し、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入を減額したものです。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を減額したものです。

次に、承認第8号 専決処分第8号(平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについてであります。まず保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,590万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,330万7,000円としたものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金及び諸収入を追加し、保険料、支払基金交付金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を減額したものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ501万8,000円としたものです。

歳入では、サービス収入を追加したものです。

歳出では、諸支出金を追加し、サービス事業費を減額したものです。

次に、承認第9号 専決処分第9号(平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号)の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,557万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,185万4,000円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金並びに諸収入を追加し、繰入金及び町債を減額し、使用料及び手数料の財源内訳を補正したものです。

歳出では、下水道事業費及び公債費を減額したものです。

次に、承認第10号 専決処分第10号(平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号)の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ352万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,321万6,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料を追加し、分担金及び負担金、繰入金を減額したものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額し、公債費の財源内訳を補正したものです。

次に、承認第11号 専決処分第11号(平成25年度城里町水道事業会計補正予算第4号)の承認を求めることについてであります。まず収益的収入及び支出においては、収入支出予算の既決予定額からそれぞれ2,079万円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ6億1,110万3,000円としたものです。

収益的収入では、特別利益を追加し、給水収益、受託工事収益及び営業外収益を減額し

たものです。

収益的支出では、減価償却費を追加し、原水及び浄水費、受託工事費及び総係費を減額したものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入の既決予定額から43万9,000円を減額し、収入予定額を4億4,650万7,000円とし、資本的支出の既定予定額から1,080万3,000円を減額し、支出予定額を6億6,916万5,000円としたものです。

資本的収入では、一般会計負担金を減額したものです。

資本的支出では、配水管布設費及び施設整備費等を減額したものです。

次に、議案第22号 城里町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。平成27年3月31日をもって城里町立七会中学校が閉校になり、常北中学校に統合することに伴い、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ116億4,000万円で、前年度当初比30.1%の増であります。

厳しい財政環境の中での予算編成であります。予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ25億5,930万6,000円で、前年度当初比4.3%の増であります。

次に、施設勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億4,613万2,000円で、前年度当初比0.5%の増であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

次に、議案第25号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,546万円で、前年度当初比9.6%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第26号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ17億3,740万8,000円で、前年度当

初比2.8%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ417万2,000円で、前年度当初比2.6%の増であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方に対し、共同連帯・相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、また、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼に込めてまいりる決意でございます。

次に、議案第27号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,624万4,000円で、前年度当初比1.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に込めてまいりる決意であります。

次に、議案第28号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,691万7,000円で、前年度当初比0.6%の減であります。

予算の執行に当たりましては、農村集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に込めてまいりる決意であります。

次に、議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出については、収入支出予定額それぞれ7億7,991万4,000円であります。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額が3億9,967万4,000円で、資本的支出予定額が6億3,389万円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼に込めてまいりる決意であります。

以上、承認11件、議案8件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第23号～議案第29号 質 疑

○議長（小松崎三夫君） ここで、平成26年度予算については、予算特別委員会を設置し、付託の上、審議したいと存じますので、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算から議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑に入りたいと思

います。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は議案第23号から第29号までの7会計の質疑から入りますので、よろしくお願いをいたします。

午前 11時49分休憩

午後 1時02分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番小林議員が退席をしております。

○議長（小松崎三夫君） それでは最初に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算についてから議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑を終結をいたします。

予算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第23号から議案第29号の7件についてお諮りをいたします。

議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算についてから議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第109条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第29号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を議員控室においてお願いをいたします。

午後 1時05分休憩

午後 1時17分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番藤咲芙美子君、2番片岡藏之君、3番菌部 一君、4番余水紀夫君、5番三村孝信君、6番河原井大介君、7番関 誠一郎君、8番阿久津則男君、9番桐原健一君、10番小林祥宏君、11番南條 治君、12番杉山 清君、14番鯉渕秀雄君、15番根本正典君、16番小坪 孝君の以上15名の諸君を予算特別委員会委員にご指名を申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました15名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選を願います。

午後 1時18分休憩

午後 1時19分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告をいたします。

委員長に3番菌部 一君、副委員長に15番根本正典君が選任されましたので、ご報告をいたします。

陳情第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第22、陳情第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情、根本議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） それでは、議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第1号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第1号の取り扱いについては、世情の情勢を鑑み、慎重に審議すべきと考えます。よって、陳情第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情は、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいまの根本議会運営委員長の発言のとおり、陳情第1号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす23日から27日までは休会ではありますが、23日及び24日の2日間は予算審議のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるよう、よろしく願いをいたします。

次の会議は7日目の28日午前10時に再開し、通告第1号、9番桐原健一君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに控室和室にご参集くださるよう、よろしく願いをいたします。

本日は、以上で散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 1時21分散会

第 2 日 4 月 2 8 日 (月曜日) 本 会 議

平成26年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成26年4月28日 午前10時02分開議

1. 出席議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 早退議員（2名）

4番	余 水 紀 夫 君	5番	三 村 孝 信 君
----	-----------	----	-----------

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津 藤 男
副 町	長	小 山 一 夫
教 育	長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員		加藤木 昭 博
総 務 課	長	三 村 主
企 画 財 政 課	長	高 松 輝 美
税 務 課	長	宮 田 恵 子
町 民 課	長	鯉 淵 弘 之
保 險 課	長	仲 田 克 之
健 康 福 祉 課	長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課	長	吉 田 一
都 市 建 設 課	長	富 田 和 明
下 水 道 課	長	茅 根 文 夫

会計管理者（会計課長）	小林 恵子
水道課長	仲田 不二雄
農業委員会事務局長	仲田 均
教育委員会事務局長	大貫 忠男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木 貴司
主任書記	興野 友宣
書記	仲田 富美子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成26年4月28日（月曜日）

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時02分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人12名を許可をいたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へご登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けをくださるよう、よろしく願いをいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔に願いをいたします。

さらに、類似した質問があったときは、後から質問される方は重複質問はしないよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、通告第1号、9番桐原健一君の発言を一問一答方式により許可をいたします。
9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） 9番桐原健一です。通告書に従って質問をさせていただきます。

初めに、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の助成について伺います。

かつて死亡原因の第1位だった肺炎は、戦後、抗生物質の登場により死亡者数が急激に低下し、第4位になったそうですが、2012年人口動態統計では、肺炎は日本人の死亡原因の第3位と上昇傾向にあり、特に75歳以上では死亡率が増加するため、早期予防が大事であると言われていています。我が国では、肺炎球菌ワクチンへの保険適用がなく、全額自己負担になり、費用は七、八千円程度かかると聞いております。

過日、石塚西区の区長さんより相談がありました。その内容は、石塚西区自治会長会を開催したときに、肺炎球菌ワクチンについての質問があったそうであります。水戸市では、病院により多少の金額の違いはありますが、料金はやはり七、八千円です。2,000円の補助が支給されておるそうです。対象は65歳以上です。高齢者の肺炎は死亡率が高く、危険な病気です。ぜひ、城里町でも補助金の支給をお願いしたいとのことでした。

本町においてもワクチン接種費用の助成制度を導入し、高齢者の健康維持を目指してはどうか、伺います。

また、県ではどこの市町村が実施しているのか、お伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 桐原議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

桐原議員におきましては、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の助成についてというようなことで、ただいまご質問がございました。本町において、肺炎球菌ワクチン接種費用の助成制度を導入してはどうかということであろうかと思っております。

桐原議員にはこれまで、何回か同様の質問をいただいているかと存じます。成人用肺炎球菌ワクチン接種対象は、今お話がございましたように、65歳以上の者となっております。ワクチンには重症患者を減らす効果があります。本町における対象者は約6,152人おり、料金は1回7,000円前後で、全額補助だと4,300万円、半額補助だと2,150万円かかることとなります。

現在、国において予防接種法の見直しが行われており、本年10月ころまでに成人用肺炎球菌ワクチンを定期予防接種に加える方針を固めたと新聞等で報道されております。予防接種法の改定が決定し、成人用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種になれば実施するようになりますので、もう少しの間お待ちいただければと考えております。

いずれにいたしましても、本町としては、国の動向を注視しながら前向きに対応していきたいと考えております。

次に、県内でどこの市町村が実施しているかというお尋ねでございますが、現在、36市町村で実施しております。半額程度の補助が大半でございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） ただいま傍聴人1名を追加をいたしました。

9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） 今、町長から答弁いただきました。

私もきょうでこれまで4回質問しまして、最初は県内でも5の市町村でありました。現在、36市町村が実施しているという答弁をいただきました。44市町村なので、8市町村が実施していないということでもあります。

本年10月までに予防接種法が改正され、任意予防接種から定期予防接種になるということですが、町長、10月ころまでのこの半年間、何とか2,000円とか3,000円とかの補助ができればと思いますので、これは要望しておきます。よろしくお願いします。

次に、子育て支援について伺います。

本町では、5年前より中学3年までの医療費助成を実施しており、保護者の方より大変に医療費が助かると言われております。茨城県は、ことし10月から、中学3年生まで医療費一部助成の方針を打ち出しました。古河市では、医療費助成を県内市町村で初めてとなる中学3年から18歳まで引き上げるということが新聞等で報道されました。

本町においても、中学から高校になると、バスの定期代とかもろもろいろいろ出費がかかる、費用がかかると聞いております。県内市町村で2番目となる18歳まで医療費助成を

引き上げての子育て支援ができないか、伺います。お願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 子育て支援の中で、本町では中学3年までの医療費助成を実施しているが、さらに18歳まで医療費助成を引き上げてはどうかというようなご質問かと思えます。

本町ではこれまで、医療福祉費支給制度の中で、町単独事業として少子化対策及び次世代育成の環境支援対策を主眼として、中学生までの医療費の助成を行ってきております。現在では、茨城県内34市町村で同様の助成が実施されている状況でございます。

茨城県においては、平成26年10月から、小学3年生までだった医療費制度の、いわゆるマル福制度の対象者を入院・外来を小学校6年生までに、入院で中学生までに拡充することになっております。

今回、マル福拡充に伴って、町の単独事業の対象年齢を18歳まで拡大できないかというご質問であります。既に県内では、古河市では今年10月から18歳まで拡充する方向であり、また、栃木県野木町やさくら市、那須塩原市でも実施されているようであります。

城里町におきましても、これら近隣市町村の動向や財政状況等を踏まえた中で、今後、次世代育成に向けた枠の拡充の必要性等を考慮し、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） ただいま町長から、前向きにという答弁をいただきました。前向きに検討してまいりたいと言っていました。いつごろしようとしているか、お伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長仲田克之君。

〔保険課長仲田克之君登壇〕

○保険課長（仲田克之君） 9番桐原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ただいまマル特単独事業制度のことで前向きということで、いつごろ想定しての事業かということでご質問かと思えます。

仮に18歳までの方を対象といたしました医療費助成を行うことにしますと、条例改正あるいはシステムの変更、医療機関等への協議、それから住民周知等々の時間を要します。これらの準備期間を考慮しますと、古河市でも大体10カ月程度ということで聞いております。こういうことの中で準備を進める必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） わかりました。

最後に入ります。最後に、舟渡団地跡地について伺います。

舟渡団地の跡地については、平成24年9月の定例会でも質問しております。非常に那珂インターや水戸北インターにも近く、ひたちなか市への通勤にも便利な地域でもあり、宅地分譲してはどうかという質問をもう何回もしております。その後、どのように跡地利用を、利活用を進めているのか、伺いたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 舟渡団地跡地につきましては前に、今お話がありましたように、跡地の利用、利活用をどのように進めていくのかということでご質問も受けております。舟渡団地取り壊し後、跡地の中にある集会所を地元下坏区からの要望によりまして使用許可している状況で、旧坏小学校校舎の多目的利用につきましても、建物の耐震等の問題があり、具体的に進んでいない状況にあります。

舟渡団地跡地につきましては、宅地分譲の方向で進める考えは変わっておりません。引き続き集会所を利用している下坏区の意向を尊重しながら調整を図り、本年度中には宅地分譲を条件に売却するとか、いずれにいたしましても、結果を出していかなければならないと考えております。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） 本年度中には結果を出したいという答弁をいただきました。本年度中にはぜひ分譲ということで結果を出していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で9番桐原健一君の一般質問を終結をいたします。

次に、通告第2号、5番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を開始します。

町長の本年度の施政方針演説についてお伺いをするわけではありますが、質問は、町長が最初に施政方針演説の中で上げた8つの点について、多くは新規事業等についてお伺いをしたいと思います。多項目ありますので、答弁のほうも簡潔にお願いをしたいと思います。

それでは第1点目、平成26年度の分の新庁舎建設、それから（仮称）桂町民センターの建設についてお伺いをいたします。

本庁舎については、その進捗状況について。また、（仮称）桂町民センターの建設については、その目的や規模等についてもご答弁を願いたいと思います。

続いて、行政改革についてであります。平成27年度からの5年間で地方交付税が段階

的に縮減される。算定がえで、地方交付税が同規模の自治体よりは多く交付されていたわけではありますが、それが縮減されていくということで、今後その対応についてお伺いをいたします。

次に、ふるさと再生についてであります。町長が力を入れている太陽光発電事業の誘致についてお伺いをいたします。

続きまして、福祉・介護・医療については、七会診療所の整備状況についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、学校教育の充実ということで、町長は施設の充実ということを大変推進しています。その中で、桂中学校の屋内運動場の建設について、また、常北小学校の屋内運動場の耐震について、また、その内容等について、これは提案でもあるんですが、土曜日の授業実施についてお聞きいたします。

続きまして、観光・レクリエーションの振興についてということで、ホロルの湯とふれあいの里の周辺開発についてお伺いします。

農林業の振興については、6次産業化に取り組んでいるということでもあります。その成果がどの程度上がっているのか、お伺いをいたします。

施政方針については最後になりますが、道路整備について。

合併支援道路池の内片山線と国道123号線のバイパスについて、進捗状況等をお伺いいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 5番の三村孝信議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

議員につきましては、平成26年度の町長の施政方針の中身についてご質問するというようなことでございます。

まず、その中で本庁舎建設の進捗状況でございますが、2月に降雪がございまして、工事の遅延が心配されましたが、3月末までの進捗状況が14%、基礎工事、免震装置の設置工事が完了しまして、現在1階のはり、床等の配筋、また、コンクリート打設工事を行っております。これは、当初受注社から提出されました全体工程表のとおり進行しております。

今後、梅雨の時期を迎え、天候の不順や建設工事を取り巻く環境の悪化等も懸念されますけれども、工期内の完成を願うところでございます。

次に、（仮称）桂町民センターについてでございますが、議員ご承知のとおり、桂支所につきましては、さきの東日本大震災の影響で庁舎が被災し、昨年度取り壊し、支所を桂図書館2階に移し、仮庁舎として利用しているところでございます。

このようなことから、桂公民館を改修し、仮称でございますが、桂町民センターと称し、支所をここへ移動させるものでございます。このように、（仮称）桂町民センターにつきましては、支所機能と公民館を一体化したもので、従来どおり支所及び公民館機能を維持してまいるのでございます。

次に、行財政改革についてでございますが、来年度以降の5年間で地方交付税が段階的に縮減されることへの対応ということの質問でございます。

平成25年度の普通交付税額は41億187万7,000円で、歳入全体に占める割合は42.5%の見込みとなっております。この額は、合併後10年間は旧町村単位ごとに積算し、これを合算した額が交付されることになっております。これは城里町一括で算定した場合には31億3,799万3,000円となり、いわゆる合併算定がえによる交付税の増額分は9億6,388万4,000円となっております。この増額分は、平成27年度から平成31年度の5年間で段階的に削減されまして、平成32年度からはなくなっております。

今後の対応につきましては、税収の収納率の向上や企業誘致等を積極的に進め、一般財源確保を推進するとともに、大幅な歳出削減も抑制に努めなければならないと思っております。

詳細については、担当課長のほうから説明申し上げます。

次に、太陽光発電事業者の誘致についてでございますが、平成24年7月から再生可能エネルギーの買い取り制度が始まり、既に町内各所で民間事業者による太陽光発電が行われております。今後、さらに再生可能エネルギーの活用が求められるところでございまして、町所有の遊休地を活用した太陽光発電施設について現在、民間事業者から提案を受けた3カ所の事業を進めておるところでございます。

1つ目は、上入野地内の公園墓地計画跡地約40ヘクタールについては町有地を売却する方向で、また、2つ目は小勝地内のやまびこの郷グラウンド跡地2ヘクタールと、3つ目は北方地内の桂保育所跡地0.3ヘクタールについて、町有地を貸し付けとして事業を進めているところでございます。

なお、3カ所とも、発電した電気は全量が再生可能エネルギー買い取り期間である20年間、東京電力に売電されるわけでございます。

そのほかにも、民間業者から太陽光発電施設の提案がありますが、現時点ではお示しできる内容に至っていないことから、公表は控えさせていただきます。

現在、民地を含め、積極的な開発の動きがございまして、町といたしましては、太陽光発電施設を誘致することにより、町有地の有効活用や新たな雇用が見込まれ、さらには遊休地の貸し付けによる借地料や固定資産税、遊休地の処分による新たな税収を期待するところでございます。

今後も、本格的に事業推進に取り組むとともに、町の遊休地の利活用に努めてまいります。

それから、七会診療所の整備についてでございますが、旧診療所はどうかのご質問でございますが、現在あります七会診療所は、外来棟が昭和47年に、また、入院棟につきましては昭和55年6月に鉄筋コンクリート造り3階建てとして建設し、外来棟が41年、入院棟が33年それぞれ経過しております。入院棟につきましては、平成19年3月まで使用しては、その後入院廃止となりまして、現在は検査棟として1階のみを使用しております。

議員ご質問の今後についてでございますが、入院棟は国庫補助を受けて建設しておりますので、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定されております耐用年数39年を過ぎておりません。耐用年数を経過しない時点では、取り壊しを行いますと補助金返還が生じますので、現在のところは倉庫として活用し、外来診療棟及び歯科診療棟の今後につきましては、診療所建設検討委員会において協議していただきたいと考えておるところでございます。

次に、桂中学校屋内運動場の建設についてでございますが、桂中学校の屋内運動場は昭和41年に建設したものです。現在、耐震強度が国が定めた基準を大きく下回っていること、また、近接する桂公民館脇の桂体育館も昭和40年建築で老朽化が著しいことから、両者を1つの建物として機能を集約し、社会体育施設機能を付加する形で桂中学校屋内運動場を整備することといたしました。

さらに、屋内運動場は、地震等の災害発生の際、避難所として位置づけられていることから、十分な建物強度の確保や必要な機能を確保したいと計画しております。

桂中学校屋内運動場の基本設計業務につきましては、平成25年度に完了しており、平成26年度予算に実施設計の予算を計上しております。工事については、平成27年度から予定しておりますが、工事の時期については実施設計の段階で検討してまいりたいと思います。

次に、常北小学校、桂小学校の屋内運動場の耐震につきましては、両方とも耐震診断を実施しておりますが、国の定めた構造耐震基準値では常北小が0.32、桂小が0.13であり、震度6強の地震でいろいろ被害が出る危険性が高い建物となっております。そのため、町では年次計画により、24年度に桂小学校の屋内運動場の耐震工事を、25年度に常北小、桂小屋内運動場の耐震工事を実施するため、各4回入札を行いました。不調となっております。

しかし、児童の安全性の面からも緊急を要する事業でありますので、平成26年度予算におきまして、常北小学校、桂小学校両校の屋内運動場の耐震工事を計上しております。

次に、土曜日の授業実施についてでございますが、学校教育の内容に係るものでございますので、後ほど教育長より答弁申し上げます。

次に、ホロルの湯とふれあいの里の通年での集客安定強化のため、ふれあいの里広場を活用できないかとの、いろいろそういう方面でのご質問でございますが、ふれあいの里の南側にあります広場につきましては、平成12年度に県から町に移管された土地であります。

通常は駐車場として利用しておりますが、キャンプ場利用者から要望があった場合には、広場としての利用をしておるところでございます。フリースペースとして、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

ふれあいの里の宿泊利用者にはホロルの湯の半額利用券を発行して、活用してもらっているところでございます。ホロルの湯は、営業を始めて12年経過しておりまして、年々補修箇所がふえております。東日本大震災時にかなりの補修をいたしましたが、施設全体のメンテナンスの時期が来ておりますので、周辺の整備の検討とあわせまして、今後の整備計画の検討をしてまいりたいと考えております。

次に、6次産業に対する取り組みについてでございますが、厳しい農業情勢の中にあつて、6次産業化は農業活性化策としての大きな可能性を秘めた、今後の農業経営にとって不可欠の取り組みであると存じます。

6次産業とは、生産に加え、加工、販売の方面におきまして、いろいろ工夫により付加価値を高める方法でございますが、城里町内におきましては、例えばJA水戸かつらでは、以前から既に地元産品を使用したジャム加工やアイスクリーム、ジュースなどを展開しております。道の駅かつらでは、地元食材を利用したオリジナルまんじゅうの製造販売や、昨年より新たに、町のブランド品であるレッドポアローを使用したおせんべいの加工販売に向けた取り組みも行っているところでございます。

また、道の駅茨城県ブロック連絡会では、県産の赤みそと納豆、そして本町のブランド品である赤ネギ（レッドポアロー）を使用した「なめてみそ 納豆みそ」を、いばらき道の駅共通商品開発プロジェクトの一環として開発して、4月26日より県内の10の道の駅で販売を開始いたしました。七会地区では、JA茨城中央加工施設で栗ペースト、栗粉等の加工販売を開始しております。

次に、合併支援道路の池の内片山線と国道123号バイパスの現状と将来についてでございますが、池の内片山線は平成22年度より工事に着手し、平成26年4月までに国道123号と主要地方道日立笠間交差点から東へ約450メートルの区間を一部供用開始しました。国道123号桂常北バイパスにつきましては、下坏地内、国交省前の町道より石塚一本松付近まで約2キロメートルについて、茨城県では優先的に整備を進めております。これまで、（仮称）手這坂架橋本体工事に着手し、現在、橋梁の北側と南側の道路改良工事を進めているところでございます。この工事に伴い、町でも国道123号バイパスに接続する排水計画を今予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長高松輝美君。

〔企画財政課長高松輝美君登壇〕

○企画財政課長（高松輝美君） 先ほど町長のほうからの行財政改革につきましたの補足説明をさせていただきます。

先ほど町長のほうから、平成25年度であると地方交付税が、普通交付税でございますけれども41億187万7,000円、これは合併算定がえによる数字でございます。本来、一本算定でありますと31億3,800円ということで、差額9億6,388万4,000円、これが多く支給されているような現状でございます。これが26年度まで、本年度までは100%交付されますけれども、27年度から31年度まで5年間をかけて、この金額が一本算定ということで順次縮減をされていくわけでございます。

ちなみに、平成27年度でありますと、この9億6,388万4,000円のうち10%が削減をされます、約9,600万円の削減。28年度でありますと30%、約2億8,900万ほど削減をされていくわけでございます。これが順次パーセントが上がりまして、平成31年、32年度には通常の25年度であれば31億3,800万円の金額となっていくわけでございます。

やはり今後、そのためには人件費の削減、あるいは事務事業の見直し等を行いまして、物件費あるいは補助金等の見直し、それから税収の収納率の向上、企業誘致等を積極的に進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 5番三村孝信議員さんの質問にお答えしたいと思います。

（1）と（2）は、先ほど町長が答弁いたしましたので、それで大体おわかりかなと思います。

土曜授業の実施についてということでございます。

昨年度11月の終わり、29日に文科省のほうの省令改正がありまして、土曜授業を行いやすくするというので、授業を行ってもいいですよという形になりました。文部科学大臣のほうでは、地域の方の社会人から、あるいは外部講師、大学の先生とかそういう方をお呼びして、そういうのに充てたらどうだというお話もありました。

城里町では今まで、外部講師をお招きして、土曜日あるいは日曜日のいろいろな行事のときに事業を展開してまいりました。ただし、これは振りかえという形で、勤務時間を調整してやっております。文科省でいう土曜授業というのは、夏休みのところで職員が休むような機会を持ちながら、振りかえをとって、子供たちのほうはそのまま夏休みなので授業は休まずにということだと思えます。

城里町ではそういうふうにしてやっておりますが、学力向上というようなところで、まずは基本的な学習習慣をつけるというところで今、各学校でそこに重点を置いてやっています。ですから、土曜日さらに出てきてというような、年間にすると二、三時間になると思いますが、二、三時間をやるよりはそっちのほうがずっと効果があるであろうと。

それからもう一つは、地域社会でいろいろな活動をしております。教育委員会でも、ウィークエンドスクールというようなことで、星空観察会とかそういう事業を行っております。

す。そういうところに小学生や中学生が参加するということがあります。

それから、第3番目として、中学校は特に部活動をやっております。このところ各中学校で頑張っております。常北中学校はこの間、全国大会へ出場する、あるいはその後の飛田穂洲杯で優勝をする。昨日は、大宮近郊大会で野球がこれまた優勝、そしてそのほかの部活動でもテニス、あるいはきのうはバスケットがというところでやっています。桂中のほうも、きのうはバスケットボールが女子のほう優勝をするというようなことで、部活動の絡みもありますので、なかなか土曜授業を実施するというのは困難な状況にあります。しかし、そういうところで体力、それから学力というところで施策をとって、少しでも向上する方向で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 第1点目ですが、新庁舎については、平成23年3月11日の震災により本庁舎が使えないという状況の中で、同じような庁舎が被災した水戸市、それから高萩市に比べて、この城里町は比べ物にならないぐらい早い復興を、再建をしているというふうに私は評価をしています。町長初め執行部の努力であろうと思うんですが、4年目に新庁舎が建つということは、町民にとっても防災拠点になるし、また、コミュニティセンターの利用者にとっても以前のように利用できるということで、期待しているというふうに思っておりますので、頑張って推進をしていってほしいということです。

また、建設費用についても、本庁舎について被災自治体ということで合併特例債の使用が認められたと、起債が認められたということで、3分の1程度の持ち出しでできるということを聞いていますので、これもいい決断であったというふうに思っています。

以上です。

それで、次ですが、財政については丁寧な説明をありがとうございました。いずれにしても、町長と合併協議会の中でこの城里町をつくったのが10年前、そのときに、あの当時合併しなければ、三位一体の改革によって地方交付税はどんどん減っていくという中で、合併をしなければならぬということで3町村が合併した経緯がありました。

その中で、10年先というのは、町長、あの当時、本当に先のことだというふうに感じたんですね。ところが、そのあめの部分である算定がえについては、いよいよもう終了すると。そして、この5年間で、今度はいよいよ厳しい削減が待っているということです。ぜひですね、そういう意識を持って、今後の町政運営に臨んでいただきたいというふうに思います。

太陽光発電については了解しました。

続いて、七会診療所の整備についても了解をしたんですが、多くの町民は入院棟と今、倉庫に使っているという、それが診療所であるというふうに理解している方が多数いると

思うんですね。実際に診療所は平屋で、非常にもう古くなっているということです。その辺は執行部ももっとアピールして、建てかえなければならぬということをお知らせしたらいいと思うんですね。地域医療の核となる施設なんですから、粛々と整備を進めていてもらいたいという希望を述べておきます。

続いて、土曜授業実施と学校施設の充実についてはわかりました。

土曜授業の実施についてなぜここでお聞きしたかという、私立学校については、もうずっと土曜日はやっているわけですよ。そういうことを踏まえて、城里町に移住してきて子育てをしようという方が学習面で不安があるという方がいた場合、そういうときに土曜授業というようなことを検討しているというアドバルーンを上げて、意識の高い自治体であるというふうな姿勢を示してもらいたいというのがあったんですよ。

これはつくばが検討を始めて、月1回ですか、始めたと思うんですけども、やはり建物がいいのができているんですから、今度はそういうことを試みにぜひやっていってください。教育長のその積極的な性格が、これいいと思うんですね。ぜひ、取り組んでいただきたい、検討してください。

大変、部活動、それから学習面についても、今の中学校、小学校ですか、非常に評価が高いと思います。非常によく頑張っていて、充実した学校教育が行われていると思うので、それも評価をいたします。

続いて、観光・レクリエーションの振興についてですが、これは前から言っていることなんですけど、通年の施設としてふれあいの里を使っていたらいいということになると、フリースペースとして、イベント広場として活用するというのも1つの方法なのかとは思いますが、私は、何か目的を特化したらいいと思っているんですよ。それは、あれもやる、これもやるというのは今、余り成功しないと思うんです。例えば、フットサルを、少人数でやるサッカーですけども、フットサル場をつくると。そうすると、フットサルのメッカになるかもしれない。そうすると、通年を通して宿泊客が来るかもしれない。リピーターもふえる。それで、ホロルの湯の利用者もふえる、そういうのが1つ。

それから、ホロルの湯の周りであれば、例えばノルディックウォーキング、ポールを持って、つえのようなものを持ってやることね。ただのウォーキングじゃない、ノルディックウォーキングのメッカにする。もしくはグラウンドゴルフ等のメッカにする。そういう心がけ、仕掛けをぜひやってもらいたい。なぜかという、このまま手をこまねいて見ているわけにはいかないというのは、町長も十分認識していると思います。

次、最後ですが、6次産業化についてですが、いろいろ取り組んでいるということで、了解しました。

ただ、町のホームページは、全くレッドポアローとホロル米なんですよ、まだ。だから、そういう点で、いろんな場所にPRもするし、いろんなところで試食会とかそういったことをやらないと、なかなか一般の町民までわからない。コンビニの弁当開発者なんていう

のは、もう本当に必死になって開発したものが、3カ月先には売れなければなくなっているというのが現実ですからね。ですから、もう6次産品についてはずうっと毎回出てきていると思うんだけど、やはり成果を見たいというのが希望です。

町長、これはわかりますか。これは説明しますと、1足す2足す3でも6次産業なんですね、1次産業、2次産業、3次産業でも6次産業。これ、1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業でも6次産業。さあ、どちらだと思いますか。

ここでは答弁は結構ですが、これはどちらでも間違いでもないし、どちらが正解でもないと思うんですよ。ただ、1つ言えることは、この下の式でいえば、1次産業がだめならば、ここはゼロですよ。この1次産業がもしだめになれば、6次産業ということはあり得ないということをごここで申し述べておきます。

続いて、2点目に移ります。

城里町一般選挙における投票率の低下傾向について、町長、どのように認識しているかをお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 城里町の一般選挙における投票率についての質問かと思えます。

各種選挙における投票率の低下におきましては、本町ばかりでなく、全国的な傾向かと思えます。いずれの選挙においても、若年層ほど投票率が低く、年齢の上昇とともに投票率は高くなる傾向がございます。町長選挙、議会議員一般選挙とはいえ、例外ではないようでございます。

町長選挙を振り返りますと、平成21年2月8日執行の投票率は69.41%、平成25年2月18日執行の投票率は64.48%と、4.93ポイント低くなっております。また、議会議員選挙を見てみますと、平成22年2月28日で69.65%、平成26年3月2日時点では61.60%と、8.5ポイント低下しているような状況でございます。

投票率の低下につきましては、選挙の時期、また天候、各種行事の開催等、また、有権者の意識の低下等が想定されるものではないかなと思っております。昨日、新聞にも出ました、ちなみに昨日行われましたつくばみらい市の市長選では47.16%で、50%に満たなかったというようなことでございます。

詳細につきましては、選挙管理委員会の書記長である総務課長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 5番三村議員さんにご答弁申し上げます。

先ほどの町長の答弁と一部重複しますが、合併後の町長選挙及び議会議員一般選

挙でございます。町長選挙につきましては、平成17年執行時で72.08%、平成21年2月8日で69.41%、平成25年2月17日執行時では64.48%で、微減傾向となっております。一方、議会議員一般選挙でございますけれども、平成18年3月執行時では74.34%、平成22年2月執行時では69.65%、本年3月2日執行時では61.60%で、やはり微減傾向となっております。

これらの投票率の低下でございますが、先ほど町長がご答弁申し上げましたけれども、本町ばかりではなく、全国的な傾向でございます。若年層ほど投票率が低く、年齢の上昇とともに投票率が高くなり、70歳を境にまた下降傾向になっているところでございます。

若年層の方々に政治に関心を持ってもらうには、ある程度の社会経験も必要と思われます。社会経験を積まれば、自分なりの問題意識ができ上がって、投票に行っていただけのかなと思っております。また、70歳以上の方々におかれましては、病院に入院、さらには特老施設、老人介護施設等々に入所されている方々もいらっしゃいますので、今後は各種選挙のたびに、若年層の投票率のアップにつながるような啓蒙啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、有権者に占める高齢者の割合が年々増加傾向になってきておりますので、高齢者が安全かつ安心して投票ができるよう、期日前投票所の整備、投票方法の工夫など、投票しやすい環境整備が重要と考えておりますので、今後積極的に検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 答弁ありがとうございました。

これ1つね、総務課長は微減と言ったけれども、町議選挙においては、平成18年の74.34%から今回61.60%、これは微減というよりはかなり減っているというふうに思うんですよね。ここで、投票所の数については総務課長述べなかったけれども、平成17年の町長選挙と平成18年の町議選挙は町内31カ所で行われていますよね。その後、2回どちらも実施しているんだけど、それは現在と同じ13カ所になっています。

私は、今回この問題を取り上げたのは、若年層の問題よりも高齢者の問題なんです。今、総務課長言ったように、高齢者は投票率高いわけだよね。ところが、投票に行きたくても自分の足がなくて、投票所まで行く方法がなくて行けないという声を聞くわけですよ。それに対して、選挙管理委員会は考慮するとは言っていたけれども、果たして投票所を減らすことが考慮していることになるんですかね、というのが1つ疑問なんです。

経費の削減ということを言うんだけど、町民の声を聞く選挙と経費削減とはかりにかけて、どちらをとるかという話になれば、やはり行きたくて行けない人たちを考慮してあげるといふことは大事なことだと思うんだね。

今、資料として持っていないかもしれないけれども、平成17年の町長選挙と21年の選挙で行われた31カ所と13カ所で、どれくらいの経費が削減されているのかということは、今は数字としては持っていないのかな。それは後でいいですけども、その辺をぜひ考慮してもらいたい。

これは町長の権限というよりは、選挙管理委員長と選挙管理委員会の問題でしょうから、ぜひそういうのを伝えていただきたい。これは、我々選挙する身にとっても、やはりそういう声をじかに聞くわけですよ。行きたいんだけど投票所まで行けないというのを聞くんでね、そういうのを伝えておきます。

以上、多項目にわたり丁寧な答弁をありがとうございました。ぜひ、非常に厳しい財政状況とかにこれからなってくるわけでありますから、効率的な町政運営を望んで、質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で5番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 通告に従い、1番藤咲芙美子、初めて質問させていただきます。日本共産党の藤咲芙美子です。ふなれでご迷惑をおかけするかと思いますけれども、よろしく願いいたします。

私は、通告に沿って4点お尋ねいたします。

まず、子供の内部被曝の件ですが、3.11の福島原発事故から3年になりますが、2011年5月から8月下旬の時点で、当町の小学校でも毎時0.199マイクロシーベルトが観測されました。子供たちはその間、特に避難していないとすれば、高線量のもとに遊び、生活していたわけです。放射能が体内に悪い影響を与えることは、広島や長崎の原爆、チェルノブイリの原発事故に携わってきた医師や専門家からも指摘されています。この専門家たちは、低線量の被曝だから問題ないとして被曝を軽んじる論調に強い警告を発しています。

内部被曝で問題になるのは、アルファ線、ベータ線です。原爆のように外から強いガンマ線を大量に浴びるのと比べて放射線の総量としては少ないので、低線量被曝といって、今まで無視されてきました。

しかし、アルファ線、ベータ線は透過力が弱く、飛距離も小さいとはいえ、それが体内に入ると四方八方に強い放射線を発し続けます。そして、細胞のDNAを壊したり、細胞膜を壊し続けます。アルファ線、ベータ線による内部被曝は、その放射性物質が半減期の何十倍もの時間が過ぎて放射能がなくなるか、体外に排出されるまで被曝し続けるのです。

福島第一原発の事故の影響で心配なのは、この内部被曝です。空気中や水中、あるいは食物を通じて体内に入った放射性物質は、肺や胃から血液に運ばれ、全身のどこかの組織にとどまって、アルファ線やベータ線を長い間発し続けます。そのため細胞が傷つけられ、

慢性の病気をゆっくりつくり上げていくと言われます。遺伝子障害が残る可能性もあります。じわじわと人間の体をむしばんでいくのが内部被曝の怖さです。

低線量でもDNAが壊れますが、それは晩発生障害といって、数年後、数十年後にがんとなって、病気としてあらわれてきます。事実、チェルノブイリにおいては、1990年ころから甲状腺がんが急増しているとの報告があります。また、白血病患者さんがふえていて、WHOの調査では、健康な子供の割合が少なく、慢性病の子供の割合が多いということがわかりました。

このように、放射能による内部被曝は、長期にわたって人体に悪影響を及ぼします。また、放射性物質は、種類によって人体への影響が違います。体内に取り込んだ種類によって、かかりやすい病気も違ってきます。例えば、ヨウ素は甲状腺にたまりやすく、甲状腺がんなどのもとになりやすくなると言われます。年齢が若いほど甲状腺はヨウ素を取り込みやすいということは、チェルノブイリ原発事故の後、子供たちの甲状腺がんが増発したことで明らかだと思います。ほかに、妊娠可能な女性がストロンチウム90を体内に取り込んでしまう危険、セシウムの危険など、放射性物質の内部被曝の問題はいずれも深刻です。

3年が過ぎたから危険が緩和されたということではありません。若いお母さん方の心配は当然です。あすを担う子供たちのために、特に小・中学生においては、町の責任で内部被曝の検査を実施すべきだと思います。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 1番藤咲英美子議員さんのご質問にお答えしていきたいと思えます。

子供の内部被曝検査を実施する、そういう考えはあるのかとのご質問かと思えます。

福島県が実施した内部被曝検査については、これまでに約17万9,000人が検査を受けておりますが、福島県では全員健康に影響が及ぶ数値ではないと評価しております。また、国においては、福島県民健康管理調査のうち甲状腺検査について、国内外の専門家から原発事故によるものとは考えにくいとの判断を得ております。

軽んじるわけではございませんが、以上のことから、現段階において甲状腺検査の必要性はないと考えておりますが、これからの国の方針に従ってまいりたいと思っております。原発事故に伴う住民の健康不安の軽減のためには、適切な情報提供をこれからも行っていきたいと考えております。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲英美子君） 福島県での実施者というのは、福島県では県の中で行われていることだと思うんですけれども、やっぱり県の中では全員、希望者も含めて検査をされて

いるということを知っております。

被曝というのは、取り込んだ放射性物質によって長期にわたってDNAを破壊して、遺伝子に悪影響を及ぼします。特に、妊婦さんや発達途上の子供たちには大きな影響を与えます。だからこそ、若いお母さん方が心配しているのです。

事故直後、政府の関係者は盛んに直ちに人体に影響はしないと繰り返していますが、直ちに影響しなければ、もうそろそろ影響が出てくるのではないかと考えられます。心配ですね。

原発事故と因果関係がないのでという町長の答弁もありましたけれども、因果関係が明確でないからといって、全くゼロではないということも証明もできません。特に問題は、城里町の将来を担う子供の健康にかかわる問題です。性急な結論を出すことなく、もう少し慎重に熟慮を要するべきではないかと思えます。そういった不安に応えるのが町の仕事だと思いますが。

また、国の指導を仰ぎたいというようなことも答弁されましたけれども、国民、町民の命と健康を守るには町の仕事、むしろ国や県の指示を待つのではなく、こちらから要請すべきではないでしょうか。

本県においても、県議会の昨年の第3回定例会で、「子どもたちの健康を守るために必要な、将来に渡る具体的支援策を示し、適切に実施すること。」という意見書が全会一致で可決されました。このことから、積極的に県に対して要請すべきだと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 1番藤咲議員さんの質問、要望等に、町長の答弁にさらにつけ加えてお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、内部被曝は大変心配な、将来にわたるところでございます。

実は先日、市町村教育長会議というのがありまして、牛久市の教育長、私の後輩ですので、牛久市で内部被曝の検査をやったそうですがという話をしました。小・中学生7,000人、福島まで行ってホールボディカウンターという装置で、体から出る放射線の量を測定をしたということです。その結果ですけれども、該当する子供はいなかったということで、安全がとりあえず確認されたということをお知らせしておりました。

城里町ではそういう、予算もかかることでというようなこととお話をし、今のところは考えてはいない。県のほうでも必要ないだろうという、そういう方針なのでということで、牛久市ではどうしてそれを行ったんですかということをお話ししましたところ、牛久市は今、人口がどんどん増加していると、これからもどんどん増加してほしいと。そのためには、安全・安心の町であるということをお外部に向かって大きくPRする必要があります。だから、これはお金をかけてもやって、その分、人口がふえることによって大きなメリットがあるんだというようなことでした。

我々も、健康がどうでも良いというようなことは全く考えておりません。しかし、現在のところ、先月ですね、城里町のこの庁舎のところでは0.058マイクロシーベルトという空気中の放射線量です。それを1日、これ1時間当たりですから、1日にすると24を掛ければ良いと。そうすると、1.392マイクロシーベルトになる。それが1年間だと365日ですので、5.08マイクロシーベルトということになります。これは、1日中外にいてという放射線の量です。しかし、子供たちは24時間外にいるわけではございません。かなりの時間、家の中、家屋の中にいるわけですので、その放射線量はずっと少ないはずですし、いろんな調査で、例えば体育館とか、そういうところの雨どいからの放射線量とかそういうのも比較的少なくなっている。それから、下水道の処理場がありますが、そこからもセシウム等そういうものは検出されなかったということ、城里町ではですね。

ですので、ちょっと安心できる部分ではあるかなと思います。今、県が国のほうにホールボディカウンターによる基準をきちんと出してくれるようにということで申し入れをしているということですので、その辺の動向も踏まえながら、これから我々のほうとしても、子供たちの健康を守ることは大事ですので、注目して、注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 詳しい放射線量、空気中のですね、報告いただいたんですけども、私の言いたかったことは、外部被曝もしかりですが、内部被曝がどういう影響を及ぼしていくのかということを知ってほしかったということでした。

アルファ線、ベータ線は、細胞を破壊してがんになる率が多くなる。白血病、それから心臓病も、それから動脈硬化なども、若年にしてどんどん悪化していく傾向があるということとか、とにかく細胞が壊されていく、放射線を放出することによって細胞が壊れる、それが異形細胞となって、がん細胞となって発症していく。それは今すぐということではなく、これから先も考えなければならない。それから、ホールボディは、量は少ないでしょうけれども、何百万分の1の放射線であっても影響が出るという、そういうことだけは頭に入れておいていただいて、皆さんに少しホールボディカウンターをもしできるような状況になるのであれば、ぜひ行っていただければと思っています。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 先ほどもお答えいたしましたように、県・国の方針に従って、そういうことにつきましてはそういう方針の中でやっていきたいと思っております。原発事故に伴うそういう健康不安軽減のためには、やはり適切な情報提供というものが大事だと思っておりますので、そういう情報提供もこれから行ってまいりたいと思っております。

ので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 次に、町が行う健康診査の拡充について質問をいたします。

幾つかの提案をいたします。

健康で長生きしたいというのは、人間であれば誰もが願うことです。そして、健康であるためには、なるべく病気になること。病気になったとしても、それが早期に発見され早期に治療されれば、それだけ早い治癒が可能です。そして、それは本人や家族だけでなく、町にとっても好ましいことだと思います。

まず第1に、健診全体について、成人保健事業年間予定表で全戸に配布するとともに、「広報しろさと」で案内されています。国保加入のうち前年受健者については個別通知をしているとのことで、意識を高める上ではいいことだと思っています。しかし、平成24年度の特健診で見ると、40歳から74歳までの対象者4,478人に対し受健者は2,220人、49.6%という状況でした。これの向上がさらに望まれると思いますが、町としてどのような手だてを講じているのかをお聞きいたします。

第2に、成人保健事業年間予定表の健康診査、がん検診の枠外に「受診対象者は、城里町に住所を有する対象年齢の方です。」と、わざわざ表示されていますが、今回の原発事故で当町へ避難している方たちは、住民票をここに移されていない方も多いためです。その方たちへの対応はどのようにしているのか、また、その人たちの住んでいた自治体との連携はどのようにしているのでしょうか。

次に、がん検診についてお伺いします。

まず、胃がん検診についてですが、胃がん検診は40歳以上を対象にしており、前年度受診した方には検診受付票を個人宛てに送付されています。また、前年度受けなかった方には、4月末までに電話か窓口でお申し込みくださいとただし書きされています。そして、実際に平成26年3月3日付で胃がん検診の案内が送付されておりました。そして、努力されているということはいかがでしょうか。

そこで、私が尋ねたいのは、前年度未実施者の胃がん検診通知の対象者を40歳から69歳までとしていることです。なぜ年齢制限の枠をはめて通知しているのか、私には理解できません。もっと年齢を上げて通知するべきだと思います。

乳がん検診について伺います。

今年度から視触診検診が削除されました。ところが、昨年度事業年間予定表によれば、視触診検診が原則だと明示されていて、私もこの方法が原則だと思っていました。それが、ことしはこの検査項目が削除されています。削除されたことでがん発見者数の減少につながらないかと、私は心配しています。女性であれば、視触診検診に対する抵抗感はその

のとおりです。私も理解できます。しかし、昨年も40人くらいの要精検者が出ています。何より大事なのは早期発見であり、早期治療です。町として対象者に対するきめ細やかな対応、教育が必要ではないでしょうか。その上で、視触診検診を復活させるべきと考えます。いかがでしょうか。

さらに、がん無料クーポン券についてです。

がん検診無料クーポン券の対象年齢が昨年と比べことしは、子宮頸がんは26歳、31歳、36歳、41歳の分が削除され、乳がんでは46歳、51歳、56歳、61歳の分が削除されました。これは、客観的に検診の対象者を減らす施策です。なぜか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 健康診査の拡充についてというような中でそれぞれの項目について、今、藤咲議員のほうから質問があったわけですが、特定健診の受診率の向上についてというような中で、本町では町民の健康の保持増進を図るため、各種健診や保健指導の充実など、きめ細やかな保健サービスの提供に努めるとともに、ふれあいサロンによる健康教室など、自主的な健康づくり活動に取り組んでいるところでございます。

平成21年の茨城県総合健診協会の統計調査結果では、65歳から69歳までの健康寿命が県内1位と高い水準となっていることから、城里町の取り組みが高く評価されていると感じております。

また、特定健診においてどのような手だてを講じているかというご質問でございますが、現在、特定健診は第2期特定健康診査実施事業計画に沿って実施しているところでございます。本町の受診率は49%前後、県内で2位の受診率であります。

受診率向上の手だてとしましては、人間ドックなどの補助事業の健診の中に特定健診を含めたり、眼底検査や貧血検査など、町独自の検査項目を設け、サービス内容の低下を防いでいるところでございます。

また、特定健診の対象とならない40歳以前の若年者に対しても受診勧奨を行い、さまざまな雇用形態にも対応できるように夜間健診、休日健診、追加健診の実施と、受診の機会をふやしてきたところでございます。医療機関に通院している未受診者に対しては、周知方法を工夫し、受診率の低い地域は訪問による受診勧奨を行い、また、町外で受診された方からはできる限り健診結果データの回収に努め、受診率向上へ結びつけてまいりました。

今年度から人間ドック等の要綱の見直しにより、年齢の拡充を図り、受診枠をふやすなど、受診率だけでなく、国保加入者の要望や疾病予防につながる取り組みを実施しております。今後も、町の集団健診と人間ドック等で、受診しやすい体制をさらに工夫していきたいと思っております。

また、原発事故避難者に対する対応というような部分でのご質問でございますが、避難者に対する特定健診等の対応につきましては、県を通じて受診機会の確保依頼が来ております。福島県からの避難者に対しては、避難元の市町村へ相談するよう周知がされており、現在のところ、健診等に対するご相談は来ておりません。受診希望者が出た場合には、特定健診の実施を義務づけられている該当市町村の市町村が、国保を通し対応に当たる予定です。現在、把握している情報としましては、7世帯13人が本町に避難しているとの報告が県からありましたが、年齢や保険の種別など詳細についての報告はございません。

次に、高齢者への対応と実施についてでございますが、75歳以上の高齢者の健診につきましては、後期高齢者広域連合会より委託を受けて、町の集団健診で実施しております。実施方法としましては、毎年広報等で希望者を募り、また、毎年受診されている方には健診案内が届くようになっております。

次に、胃がん検診の前年度未実施者への通知を拡大させてはどうかとのご質問でございますが、胃がん検診者数は年々減少しており、受診率向上のために、昨年度末に40歳から70歳までの国保加入者3,335人に個人通知を出しました。本年度は受診者数がふえることを期待しております。

ご質問のとおり、がん検診対象者は国保の方に限らず、40歳以上の全ての町民です。医療機関や人間ドック、職場で受けている方もいると思いますが、未受診者数は8,000人から9,000人となり、ほとんど全世帯、全町民を対象に受診勧奨が必要になってきます。今後、受診者数の拡大を図るには、広報、ホームページ等で啓発、あるいは節目の年齢に対してパンフレットを配布するなどして、いろいろな方法で受診率向上を目指していきたいと思っております。

次に、乳がん検診についてでございますが、乳がん検診は、以前は視触診検診のみでしたが、現在はまずマンモグラフィーが、続いて超音波検査が導入され、検診の精度が向上したため、視触診を行わない市町村がふえてきました。視触診で異常があった方は、医師の指示でその場で保健指導を行ってきましたが、よほどの異常がない限り、小さいしこりは検査結果を待って医療機関受診を勧めるというように、医師の方でも検査結果を重視するようになってまいりました。

今後、乳がん検診はマンモグラフィーが主となり、40歳以上の方を対象に2年に1回の検査となります。30歳から56歳までの方は、超音波検査も行っております。また、自己検診法の普及にも努めてまいります。

検診時間が合わない受診者への対応につきましては、婦人科がん検診の進め方は、12時半から受け付け、受け付けした順にマンモグラフィーと超音波の検査を行い、1時半に子宮がん検診の医師が到着し、一斉に子宮がん検診を行います。医師の都合によりまして、このような時間設定を行っております。他の市町村でも、同じような日程で行っているかと思っております。

それから、子宮頸がん、乳がん検診クーポン券の復活についてでございますが、5年間の試行事業ということで行ってきましたが、クーポンが始まって初年度はやや受診者数が伸びましたが、2年目、3年目とさらにふえることを予想しましたが、横ばいでした。これは全国的に同じ傾向であります。そのようなことから、本年度は子宮頸がん検診クーポン券を21歳の人に、乳がん検診クーポン券を41歳の人に特定したものでございます。

医療費削減のためには健診が必要で、必須であることにつきましては、議員のおっしゃるとおりであり、今後も受診の徹底に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可をいたしました。

1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 2 回目の質問をさせていただきます。

町長が今答弁されたことは、今、健診の中に、予定表の中に書かれていること、それから、「広報しろさと」にも書かれていることが言われたんだと思うんですけども、町民の約半数が受健していないということは、それだけの人が健康に不安を抱きながら生活しているということも感じられます。もっと周知を図ることが求められています。

そのためには、広報のほかに、年間予定表をもっと読みやすく改善をすることや、町民からの話なんですけれども、以前健康カレンダーがあったんですけども、健康カレンダーがなくなってしまって、わかりにくくなったねという声も直接聞かれています。以前にやっていた健康カレンダーを復活させることを切に願うものです。ふだん目につく場所に張っておけるということは、意識も高めることだと思いますので、検討すべきではないかと思えます。

福島県から避難された方に対しては、そういうようなことでご答弁された7世帯の方なんですけれども、その方で、希望してこちらに移っているわけではないし、家族がやむを得ずこちらに避難してきたということですので、福島から避難している人たちへの対応など、人道主義的な立場から必要だと思いますので、こちらからの声かけなど、高齢者もいるのではないかと思います。ぜひ声かけするなど、何か困っていることはないかとか、今ぐあい悪くないかとか、そういう細かな対応をすることが町としてもいい町だと思われるような、そういう対応なのではないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思えます。待っているのではなく、こちらから声をかけてあげていただければうれしいと思えます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 健康につきましては、誰もが不安に思っているわけございま

す。そういう中で、健診とかそういうのを受けていただけるように、これからも周知の徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、ご指導のほどございましたらば、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、健康カレンダーの発行等につきましても、これから検討してまいりたいと思っております。

それから、福島の方から避難されている方、本当に毎日大変だろうと思っております。そういう方のために細かい対応を、待っているのではなくこちらからというようなご質問がございましたが、そういう面につきましても対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 住民票を置いている方たちと福島から避難している人たちは、住民票を城里町に置いている人たちと同じような受健できるような、そういう方法でやっていただければいいかなということも感じていますので、述べさせてもらいます。

それから、健康で暮らしたいというのは誰もが思う願いです。町民の暮らしや健康に直接かかわる町政がさらに町民のために貢献することを願って、3回目の質問といたします。

○議長（小松崎三夫君） 質問の趣旨がわからないんだよな。

○1番（藤咲芙美子君） じゃ、それで結構です。

○議長（小松崎三夫君） いいですか。

○1番（藤咲芙美子君） 2回目です。

○議長（小松崎三夫君） いいですか。じゃあ、答弁は。趣旨がわからないんだよな、質問したところの趣旨が。再度質問。

○1番（藤咲芙美子君） 健康で暮らしたいというのは誰もが願うんですね。ですので、国民の暮らしとか、健康に直接かかわる町政というものをさらに努力をしていただきたいということです。ですので、健康カレンダーも検討していただけるということです。できるのであれば再度実施していきたいというご返答いただければうれしいんですが。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 先ほど答弁いたしましたように、本当に健康については誰もが不安に思っているわけでございます。そういうのにつきまして、皆さんでこれからの町政の中で不安を解消していくということが大事なのではないかなと思っております。

また、ただいま健康カレンダーの発行というようなことでご質問がございましたが、先ほども答弁しましたように、検討してまいりたいと思っております。

それから、同じようなことになってしまいますが、福島県の方から避難されている方、そういう方に対しての細かい配慮をやってほしいというようなことでお話があったと思

ますが、そういうことにつきまして、これからこちらからでもいろいろ聞いて、何が今望みなんですかというようなことも必要なかなと思っております。そういう細かい、きめ細やかなことをこれからの中でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） ちょっと足りなかったんですけども、すみません。いいです。じゃあ、次の質問に移ります。

次に、防災無線の件についてお尋ねいたします。

なお、私は、七会地区における I P 一斉放送も防災無線の一つとして考えています。3 年前の原発事故以来、町民の間で防災・安全に対する関心が強くなったのは当然だと思います。当町の場合、4 人に 1 人が高齢者という状況の中で、安全・安心な避難のために、特に防災無線の役割は大切です。

現在、屋外での放送は、常北地区でいえば、地形や風向きなどで聞こえるところと聞こえないところがあります。さらに、夜間や冬期などは、窓を閉めると何を放送しているのかだけでなく、放送していることに気づかないという状況があります。これでは防災放送の役割を果たしているとは思えません。

また、最近こういう事例がありました。防災放送で火事のサイレンが鳴ったのはわかったのですが、どこが火事か、放送では聞き取れませんでした。しばらくして何台もの消防車のサイレンが鳴り響いたので、窓をあけたらすぐ 100メートルのところが燃えていたというのです。火事になった家は気の毒なことですが、風向きが逆だったので助かったというのです。そのような窓を閉め切っていると、すぐ隣の火災さえ知らずにいるということもあり得るのです。

以上のことから、戸別設置の防災無線が必要なのではないかと思います。同時に桂、七会地区における防災無線受信装置も必要、使用できない状態にあるところも多いので、そのメンテナンスも町でやる必要があると思います。機器の故障なのか、高齢者が扱いがわからないせいなのか、とにかく町民の安全にかかわる問題です。情報を発信する責任が町にあると同時に、その情報を正確に敏速に町民に届ける責任があると思います。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 防災無線の全町に対する屋内設置とメンテナンスについてのご質問ということでございますが、防災行政無線につきましては、常北地区と桂地区に整備されており、七会地区につきましては、今お話がありましたように I P 一斉放送により情報等の伝達を行っているところでございます。常北、桂地区の施設につきましては、それ

ぞれの庁舎最高部にアンテナを設置しておりましたが、過日の東日本大震災で庁舎が被災し、アンテナの設置箇所が低くなったことから、音声が的確に伝達されていない地域が拡大し、ご不便をおかけしたところでございます。全町民への同一情報の一斉提供でございますが、この運用に当たってはケース・バイ・ケースであろうと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、この防災無線等におきましては、深夜から未明にかけて、そういう時間帯に放送するのも今いろいろな面で問題があるろうというようなこともございますので、これからにつきましては、デジタル化を町に取り入れまして、そして全町一斉の同じ放送で、また防災無線でやっていければと思っておりますので、そのように進んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） デジタル化というか、これから実施するというようなことは、これまでもいろいろ議会の中でも答弁されていますけれども、28年度ぐらいまでには、あと2年ぐらいありますけれども、その間、現在に置いてある機器が作動しないとか、そういった状況であっても、全町デジタル化が済むまで放置されていくような状態になってしまうのでしょうか。

町は町民に対して情報を伝える義務があります。各戸に受信機は対応するのは当然だとしても、これは各戸に聞こえても役立つものでなければ意味をなし得ません。機器の維持管理は町がやるべきだと思います。

また、先ほど、深夜とか早朝に迷惑がかかるということですが、危機的な突発的な、緊急な放送とかそういうものに対しては、深夜でも何でも必要なのではないかとはい思います。そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 藤咲議員さんにご答弁申し上げます。

まず、アナログとデジタル無線の関係でございますけれども、現在、旧常北町ではアナログ、旧桂村ではデジタル無線を使用しております。この無線関係ですが、28年と先ほど議員おっしゃられましたけれども、28年ということだけでなく、市町村の防災無線につきましては速やかにデジタルに移行しなさいというような指導でございます。

次に、受信機関係ですが、戸別受信機の関係ですけれども、常北地区ではいわゆる2分の1補助、町が補助、個人が2分の1ということでそれぞれご購入をいただいております。さらに、桂地区の戸別受信機につきましては、旧桂村で防災行政無線局戸別受信機の設置及び管理に関する細則によりまして、全戸に無償配布をいたしました。このようなことから、桂地区に新たに住居を構える方につきましても無償貸与とされているところでございま

す。

さらに、全町民へ同一情報の一斉放送を提供してはというご質問でございますけれども、先ほども町長がご答弁申し上げましたけれども、緊急の、過日的那珂西地区で火災がございました。深夜から未明にかけての火災でございましたけれども、翌日に、「深夜にサイレンを鳴らす、信じられない」というような苦情を2件ほど頂戴したところでございます。

このようなことから、深夜につきましてはできるだけ、放送に関しては極力避けているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 常北では2分の1補助で、桂では防災無線として全戸無料ということなので、同じ町内でそういう、一方では補助、一方では全戸で無料になる、2分の1補助とかね。そういうことではなく、全てやっぱり全町民に無償でやっていただけるような方法をお願いしたいと思っています、なるべく早目に。速やかに移行しなさいということがあれば、28年まで待たずにやっていただけるのではないかとはいいますが、よろしくをお願いします。

それから、緊急性のことですけれども、町でそういうふうに、2件の苦情があったからやめるとかそういうようなことではなく、もう少しその苦情のあった方には理解をいただけるような対策をとるか、話をさせていただいて、必要なことなのだとということで対応していただければよろしいかと思えます。

本町の高齢化率は29.9%以上です。ひとり暮らしのお年寄りも500人以上います。災害はいつ来るかわかりません。早急な対応が必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） まず最初に、戸別受信機の件でございますけれども、旧常北はどちらかというと屋外で聞き取るのが主流で、桂地区につきましては屋内で聞くのが主流ということで、桂地区につきましてはそれぞれ無償で戸別受信機を貸与しているという状況でございます。

さらに、緊急性の問題ですけれども、当然火災等々につきましては、災害が発生したときには、速やかにスポット的に放送を流しております。苦情等については、その電話があるたびに、それなりの対応で理解はいただいているところでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

次に、最後に七会診療所の件について質問いたします。

さきに七会診療所の建てかえについて、ことし1月、設計委託業務の落札がホームページ上に公表されました。現在はこの地に内科と歯科が診療を行っており、七会地域にとどまらず、桂地区、古内地域の住民からも頼りにされています。私は、町民の命と健康を守るために、この地に医療機関は必要不可欠であり、その行方を見守るとともに、よりよい医療機関を目指して提言もしていきたいと考えています。ここに医療機関を置くについては、地域住民の暮らしにとって欠かせないものであり、同時に施設の内容についても住民の深い関心が寄せられるものであると思います。

診療所の建てかえに当たって、場所はどこがいいのかということだけでなく、どんな医療機関になるのか、住民のニーズにどのように応えるかが大切だと思います。また、いわゆる団塊の世代も高齢化の域に入り、日本国中が高齢化社会という状況になります。どこで死を迎えるかという、最期を迎えるかも重要な国民のニーズです。このような住民の意向が反映されたものが、望ましい地域の医療機関だと言えるのだと思います。

そこで伺います。建てかえに当たって、住民の意見を聞いたのか、特に聞かなかったのか。どの地域の住民の意向をどのように聞き、それがどのように反映されていたのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 七会診療所についてご質問があったわけですが、七会診療所は昭和28年に七会村国民健康保険組合の直営の診療所として設立されて以来、60年余、過疎化・少子高齢化の進む中、無医地区の存在する当地区医療の中心的な役割を果たしてまいりました。町村合併後、入院の廃止、送迎バスの廃止、勤務職員数の適正化を行い、経営改善を図ってきたところでございます。また、茨城県へき地保健医療計画でも、へき地保健医療の充実を図る地区として旧七会村が位置づけされ、県の定めるへき地医療支援事業により、県立中央病院の応援を受けて、診療の機能を高めて医療の確保・充実を図っておるところでございます。

七会地区唯一の第1次医療機関である診療所の役割は、初期診療やかかりつけの医療機関として最も気軽に使え、総合病院や専門病院につなぐ足がかり的な施設でもございます。七会地区の診療所としての役割を今後も継続し、住民負担の軽減と安心して暮らせる医療環境を確保し、継続するのが行政の果たす役割と考えております。

また、今後、住民の高齢化や老夫婦のみの核家族化が急速に進むことから、在宅診療もあわせて取り組んでいく医療機関を目指していきたいと思っております。

また、地域住民の意見、要望を聞いたのか、また、それはどう反映されているのかというようご質問でございましたが、当診療所は七会地区住民を初め周辺住民のかかりつけの医療機関として、長きにわたり浸透してきたところでございます。

診療所に期待する思いは大変強く、第1次城里町総合計画策定時の住民意識調査の中に

も、診療所施設の充実化が求められているところでございます。診療所建設検討委員会の委員の中にも七会地区の方をお願いし、診療所の必要性につきましてご意見をいただききたところでございます。私も地域住民の方々と対話の中で、早く新たな診療所の整備を望んでいる声をたくさん聞いてまいりました。

町といたしましては、これからも安心して医療を受けられる診療施設を目指すこととしており、初期診療所としての機能の役割を特化し、経営安定化を図りながら施設整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） この問題に住民はかなり深い関心を持っています。誰もが健康で長生きをしたいと思うのは当然のことです。診療所がこの地の医療の拠点として、住民との深い関係を築いていくことが必要だと思います。そのために、拠点医療機関として、たとえ一時的にであっても入院できる体制が必要だし、そういった設備も、もっと医療機関を目指すべきではないかと思います。また、夜中の発病に対し応急的な対応をしてもらう体制も必要です。私が住民の方から聞いた内容も、大体そのような傾向だったと思います。私もそのように認識しております。再度の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 入院患者を考えなかったのかということですが、七会診療所は、平成17年11月の国保運営協議会におきまして、社会情勢の変化や診療所運営の厳しい状況を踏まえた中で入院施設を廃止し、健全経営に努めることとの答申を受けまして、第1次医療機関としての診療体制の確保を図ってきており、当診療所の機能は外来のみとし、入院を要する患者さんにつきましては、2次医療機関への速やかな対応を行っているところでございます。

私も七会村長時代に、診療所の問題等につきましてはいろいろ考えていましたが、入院患者をとると、その月、その時期によりまして、1人しか入院していない、また、10人ぐらい入院する方もいると。そういう中におきまして、給食関係のそういう従事者も置かなければ、1人でも、また、入院患者がいなくてもそういうのを置かなければならないということもございますので、入院患者はとらないで、紹介をした中で総合病院へ入院していただくというようなことで今やっているわけでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 財政的な面、それから入院患者さんがなくなったという答弁

だったと思うんですけれども、町の医療体制の構築の問題は長期的なまちづくりに直結する問題で、一時的な採算の問題で解消することではないと思います。もし、そのために町の借金が一時的にふえますが、それは町民に理解していただけるかと思います。そのような角度から診療所の件は考えるべきだと思います。

1人しかいないからとかということ、人数が来ないから、人が来ないから排除するんだという、中止にするんだというのではなく、来るためにはどうしたらいいかという町の何ていうか、体制というか、考えというか、方策というか、そういうようなものを考えていくべきではないかと思います。ここに患者さんが来て、入院施設があるのに入院ができないということについては、何を要求しているのかというようなことも町民から聞く必要があると思うんですね。1人しか来ないから、2人しか来ないからという、給食が困るからという財政的な面からばかり見てしまうと、じゃあ、町民の緊急的なことについては、緊急のときに夜間何か診てほしいときにどこもない。わざわざ水戸のほうまで電話をして行かなければならないという不安を抱えた町民に対しての責任は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 確かに、議員さんがおっしゃるとおり、財政的なことばかり考えて、1人の命を無駄にというか、そのために亡くなってしまったというようなことがあってはならないと思っております。ただ、やはり入院患者をとりますと、今お話ししましたように、給食関係の10人ぐらい雇っておかなければならないという中で、また、看護師さんも六、七人から七、八人いなくてはというようなことを考えますと、なかなか財政的に難しい面がございます。

そういう中で、初期診療をしていただきまして、そして県立中央病院、あるいは済生病院、それから赤十字病院等との総合病院との連絡網を密にしまして、そういうことを患者に対しての徹底をしてまいりたいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 終わりです。

○1番（藤咲芙美子君） ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後は1時15分から開催をいたします。よろしくお願いいたします。

午後 0時06分休憩

午後 1時16分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

○議長（小松崎三夫君） 4番余水紀夫君、5番三村孝信君、所要のため早退となります。
ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりを
いただきたいと思います。

なお、議員各位は和室控室でお待ちをいただきたいと思います。

午後 1時17分休憩

午後 1時33分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす29日は議事整理のため休会とし、30日は午後2時に本会議場において再開し、
議案質疑から入りますので、開議10分前までに和室控室にご参集をくださるよう、よろし
くお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時34分散会

第 3 日 4 月 3 0 日 (水曜日) 本 会 議

平成26年第1回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成26年4月30日 午後 2時03分開議

1. 出席議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	鯉 渕 弘 之
保 険 課 長	仲 田 克 之
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	吉 田 一
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	茅 野 文 夫
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	小 林 恵 子
水 道 課 長	仲 田 不 二 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

教育委員会事務局長

大 貫 忠 男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

鈴 木 貴 司

主 任 書 記

興 野 友 宣

書 記

仲 田 富美子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成26年4月30日（水曜日）

午後 2時03分開議

- 日程第1 承認第1号 専決処分第1号（城里町水防協議会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 専決処分第3号（城里町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 専決処分第4号（城里町高田荘設置及び管理に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 専決処分第5号（平成25年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 専決処分第6号（平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第7号 専決処分第7号（平成25年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第8号 専決処分第8号（平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第9号 専決処分第9号（平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第10号 専決処分第10号（平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第11号 専決処分第11号（平成25年度城里町水道事業会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第22号 城里町立学校設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第13 議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算について
- 日程第14 議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第25号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第26号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第27号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第28号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第20 陳情第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第22 報告第1号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第23 報告第2号 城里町小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第24 報告第3号 城里町水道事業会計規程の一部を改正する規程
- 日程第25 報告第4号 城里町国民健康保険被保険者健康診査等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第26 報告第5号 城里町臨時福祉給付金支給事業実施要綱の制定
- 日程第27 報告第6号 城里町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の制定
- 日程第28 報告第7号 平成25年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書
- 日程第29 報告第8号 学校給食における食物アレルギー対応の手引き
- 日程第30 報告第9号 城里町財務諸表4表（平成24年度決算）
- 日程第31 報告第10号 例月出納検査報告（12月、1月、2月、3月執行分）
- 追加日程第1 発議第1号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 承認第2号
- 承認第3号
- 承認第4号
- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 承認第10号

承認第11号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
陳情第1号
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
報告第1号
報告第2号
報告第3号
報告第4号
報告第5号
報告第6号
報告第7号
報告第8号
報告第9号
報告第10号
発議第1号

午後 2時03分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人5名を許可をいたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承を願います。

承認第 1号 専決処分第1号（城里町水防協議会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。
初めに、承認第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 3号 専決処分第3号（城里町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 4号 専決処分第4号（城里町高田荘設置及び管理に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 5号 専決処分第5号（平成25年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 6号 専決処分第6号（平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 7号 専決処分第7号（平成25年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 8号 専決処分第8号（平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 9号 専決処分第9号（平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第10号 専決処分第10号（平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正
予算第5号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第11号 専決処分第11号（平成25年度城里町水道事業会計補正予算第4号）
の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 城里町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

予算特別委員長報告

○議長（小松崎三夫君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算についてから議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算についての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

菌部 一君。

〔予算特別委員長菌部 一君登壇〕

○予算特別委員長（菌部 一君） それでは、予算特別委員会を代表いたしまして、委員長として報告を申し上げます。

今期町議会定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第23号ないし議案第29号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いしました。

審査の結果については、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

初めに、総務民生常任委員会は、4月23日午前10時からコミュニティセンター城里1階サークル室において開催し、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算所管分、議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について審査を行いました。

次に、教育産業常任委員会は、4月24日午前10時からコミュニティセンター城里1階サークル室において開催し、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算所管分、議案第27号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

2 常任委員会とも審査は、執行部より関係課、局長等の出席を求め、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員から質問があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、総務民生常任委員会では、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算については、庁舎建設費と入札方法及び収納（税金）対策対応が認められないため、否決すべきものと報告を受けました。

議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算については、収納対策と町民の声が反映されない土地選定（診療所建設予定地）を考慮していただきたく、否決すべきものと報告を受けました。

議案第25号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算については、収納対策のため、否決すべきものと報告を受けました。

議案第26号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算については、収納対策と介護保険制度の除外者が福祉サービスを受ける場合、個人負担増が見込まれるため、否決すべきものと報告を受けました。

なお、教育産業常任委員会では、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算、議案第27号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算の4件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと報告を受けました。

審査の過程におきましては、委員から出された主な質疑につきましては、お手元に配付してあります報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で予算特別委員長の報告を終結をいたします。

なお、別紙配付のとおり、平成26年度城里町議会予算特別委員会報告書が予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いをいたします。

討 論

- 議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。
初めに、承認第1号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可をいたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 私は、議案第23号 平成26年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

まず、庁舎建設費の問題です。

本年度20億2,400万円余りが計上されていて、これまでの建設費の合計が24億1,000万円余りになっています。これは、当初の建設費から数億円の増となっています。建設費が際限なく拡大されるのではないかと懸念が町民の間に広がっています。計画が次々と変更される結果、建設費がふえるのは納得できません。城里町の身の丈に合った庁舎にすべきだと思います。

また、介護保険制度の改定によって要支援認定者が実質的に制度から外され、結局その人たちに負担増を強いる施策が取り込まれています。これは社会的弱者に対する施策であ

り、私は容認できません。

農業は本町の基幹産業であり、農業の再生は待ったなしの状況だと、町長は所信表明で表明されました。私もそのとおりだと思います。しかし、農林水産業費は歳出の合計の3.78%であり、25年度比で見ると0.57ポイント減少しています。これでは絵に描いた餅同然です。

さらに、商工費は前年度予算から大幅に減少しています。町の中にシャッターをおろす店がふえているのを、町の人たちは心痛めると同時に、不便さも痛感しています。この分野は、町の活性化のためにこ入れが求められる分野です。町民の願いと逆行していると言わざるを得ません。

以上のことから、私は平成26年度予算案に反対します。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

15番根本正典君。

〔15番根本正典君登壇〕

○15番（根本正典君） それでは、私は、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算について賛成の意見を述べさせていただきます。

本予算につきましては、例年であれば3月定例会に付議されるものでありますが、今年度はさきの城里町議会議員一般選挙のため、既に1カ月のおくれを見ております。関係各課での町民団体への補助金等の交付や事業の推進、各種団体等の総会開催の準備や通知文の送付、また、設計委託や各種工事等の契約及び発注、さらには国・県への補助金の申請等々、これらの事務事業は予算の裏づけがあって初めて執行できるものであることは議員各位もよくご存じのことと思います。このことを踏まえた上で、本予算全体を否決するということは、何もするなと言うに等しいと言わざるを得ません。

先ほども申し上げましたが、1カ月のおくれを見ている中、例えば継続事業であるふれあいの船での参加者の募集や予約金の振り込みなども行えず、悪くすればキャンセル料等の発生も強く懸念される状況です。

また、国・県においても、公共事業の前倒し執行が言われておりますが、それは当町においても同様であります。

景気対策がその大きな理由であります。当町でもあったことですが、工事入札における不調の多発、しかも同一工事において連続した不調が発生するなど、工事入札における不調入札の発生は全国的にも大きな問題であり、しかも増加傾向にあります。仮にこのようなことがまた起こった場合、早期の予算成立、予算執行は後の産業に大きな時間的ゆとりを生むこととなります。しかし、この城里町の執行者側から見た建設関連事業を取り巻く環境は、決してよいものではないと思っています。これらに少しでも余裕を持たせるためにも、早期の予算成立は不可欠です。

予算の不成立で一番不利益をこうむるのは町民であります。多分、反対の意見をお持ち

の方々も今、私がここで申し上げたことなどは既によく御存じのことと思います。では、なぜそれに逆行するようなことをされるのか。小さな不満、それはあると思います。しかし、それで全体を不可とするのは、まさしく暴挙と言わざるを得ません。なぜ修正案を提出されないのでしょうか。そして、不服とされる点について詳しく説明されないのか、当然予算ですから金額についてでもですね。

そして、どんな小さな不満でも残るのは嫌だという方は、皆さんご承知のとおり、議員・議会には予算の編成権はありませんので、ぜひ町長となってみずから予算編成をされたらよいのでないかと思っております。

しかし、お金が潤沢な時代ではありませんし、平成27年度から地方交付税も段階的に縮減される中、自身の全ての不満が解消されるかは保証の限りではないと思っています。

さらに、さきの議会議員選挙において、私たち議員のほとんどは、全員と言ってもいいと思いますが、地場産業の育成、地域の振興、福祉政策の推進などを公約として掲げ、選挙戦を戦ってきたはずです。では、これら私たちが公約としてきた政策に予算という金銭面での裏づけを与えないということはどういうことなのでしょう。予算の裏づけがなければ政策を現実のものとすることはできません。その予算を一括否定するということは、全ての事務事業にストップをかけるということになると思います。これでは、言うこととやることが違うと言われても仕方ありません。

以上、いろいろと述べてまいりましたが、議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可をいたします。

6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 議席番号6番河原井大介でございます。

私は反対の立場で、平成26年度城里町一般会計予算について討論をさせていただきます。

平成26年度の予算を見ますと、県内市町村の7割が増額予算を組んでいるというふうに思っています。しかし、この本町においては、一般会計においてかつてない116億4,000万円の過去最大の大型予算を組んでいます。前年度と比べると30.1%増。

一方、県内を見ると、耐震化、防災対策であったり、臨時福祉給付金等、主なものが挙げられますけれども、県平均では4.9%増であります。通常防災耐震強化、復興予算で増額するのは理解できますけれども、30.1%という県平均を大きく上回る異常な予算編成は、将来にわたり極めて大きな問題を含んでいると考えます。問題は本当にいろいろあります。ですが、4点に絞って討論させていただきます。

まず、歳入ですけれども、平成27年度より交付税の減額が始まり、交付税や補助金に頼らなければ運営できない城里町の財政の中で、独自の税収の確保は最も重要なことの一つ

であると考えられます。全ての税で多額の滞納が発生し、当局も苦慮しているところではあるかと存じますけれども、さらに収納の強化を図るためには、やはり現在の税務課の中にある収納対策室、室というものがありますけれども、税、使用料等の収納事務を一元化をし、効力を上げるためにも収納対策室を室ではなく、課に格上げをする。そして、より強力化していく必要があるんだろうというふうに思っております。

次に、歳出でありますけれども、庁舎建設において当初16億円から18億円でできる旨の話が当局よりございました。そして、3カ年合わせますと、先ほど藤咲議員がおっしゃいましたように、総額約24億円となっておりますけれども、特に問題は町民の意見と要望がその過程、プロセスにおいて反映されていないのではないかとということでもあります。確かに、私たち議員にも責任の一端はあると思います。

主権在民という観点におきまして、今後議会での議論、町民へのきめ細かい情報の提供等がなされなければならないというふうに強く感じています。本定例会の総務民生常任委員会の中で、議案調査のために庁舎建設検討委員会の会議録の提出を求めましたけれども、いまだに委員会には提出はされておられません。

2つ目になります。桂公民館の改修工事に伴う事業ですけれども、(仮称)桂センター、これについては1億3,000万の事業費を計上しているにもかかわらず、地域住民からの意見の集約、利便性の確保等の情報の提供が全くなされていない。そして、議会において執行部の答弁では、どのような機能を持った施設になるのか、頭に描くことができません。また、七会支所の名称及び事務的なものを含む整合性についての説明がなされていません。

3つ目、診療所整備についてでありますけれども、診療所の建設においては今回300万円の診療所周辺整備工事予算が計上されております。建設検討委員会の中では、情報が全く委員会の中に、確かにそういった情報がですね、どのような場所にどのような診療所ができ、そしてどのようなプロセスを描くのかといった情報が明確にされていない中で、なぜこのように小出しに予算計上されるのか、全く理解できません。

また、この間、地域の住民、また、町民の方々のニーズや意見が全く反映されていない。藤咲議員が一般質問の中で民意についての質問がありましたが、具体的な答弁もなされておられません。

結論といたしまして、地方議会は二元代表制でございます。執行部と議会が同等の立場で同じ情報を共有し、住民の負託に応えなければいけない任務、そして責任がございます。したがって、まだまだ議論する必要があります。現在において極めて議論が不十分であり、さらに議論を深めていかなければなりません。議会のあり方を今こそ見詰め直す機会、チャンスが今であると考えます。

最後に、茨城県は御存じのように、民間の調査の中で、47都道府県の中で魅力度ランキングが47位でございます。そして、県内の44市町村の知名度ランキングというのが、県内のある民間のシンクタンクの調査で明らかになりましたけれども、城里町は堂々の44位で

す。最下位であります。これはどういうことか。つまり、知名度や魅力度、城里町というのは全国でワースト1位。もう一度言いますけれども、知名度や魅力度において、ワースト1位ということが証明されているんだらうというふうに私は考えております。今こそ議会は住民の代表者として、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならないと強く感じております。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可をいたします。

8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 8番阿久津則男でございます。

賛成の意見を述べさせていただきます。

ただいまの平成26年度城里町一般会計予算116億4,000万円についてであります。これは城里町町民のために予算化されたものであります。これを否決することにより、起こり得る影響は多大でございます。例えば、ただいま河原井議員が申しました庁舎建設でございますが、予算が30%ふえたということは、庁舎建設をやるには当然のことでございます。

また、庁舎建設におきましては、庁舎建設検討委員会で決定し、進行している本庁舎の建設でございます。さらには、常北小学校屋内運動場耐震事業、さらには桂公民館改修工事、そして数多くの町道改修工事、さらには小学校6年生を対象にするふれあいの船事業においては、昨年の例を申し上げますと、7月1日には770万円の内金を業者に支払っております。これを考えますと、5月、6月には契約を結ばなければ、夏休みの事業として執行できません。楽しみにしている子供たちにも影響が出るはずです。

さらには、安心子ども事業1億7,000万円、保育所運営委託費2億3,000万円、児童手当2億9,000万円、その他数え切れません。これらの支払いができない、あるいは遅滞してしまうおそれがあります。町民の方々にご迷惑をかけることはできません。

したがって、町民のことを考えれば、1カ月おくれの平成26年度予算は当然本定例会において可決するべきと考え、賛成意見といたします。町の予算を議会ができるのは一部修正のみであります。ぜひ、修正案を出してほしかったと私は思います。議員各位の常識ある判断をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可をいたします。

ございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可をいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で議案第23号に対する討論を終結をいたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結をいたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分第1号（城里町水防協議会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認をされました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号 専決処分第3号（城里町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号 専決処分第4号（城里町高田荘設置及び管理に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号 専決処分第5号（平成25年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号 専決処分第6号（平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号 専決処分第7号（平成25年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号 専決処分第8号（平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号 専決処分第9号（平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号 専決処分第10号（平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号 専決処分第11号（平成25年度城里町水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号 城里町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号 平成26年度城里町一般会計予算についてを採決をいたします。

本案の委員長報告では、総務民生常任委員会では否決です。教育産業常任委員会では可決です。よって、本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決をされました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案の委員長報告では、総務民生常任委員会では否決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決をされました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決をいたします。

本案の委員長報告では、総務民生常任委員会では否決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決をされました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案の委員長報告では、総務民生常任委員会では否決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決をされました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号 平成26年度城里町水道事業会計予算についてを採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決をされました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りをいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定をしました。

日程第20、陳情第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情を議題といたします。

本案は、4月22日に総務民生常任委員会に付託されていたものでございます。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長杉山 清君。

〔総務民生常任委員長杉山 清君登壇〕

○総務民生常任委員長（杉山 清君） 総務民生常任委員会を代表し、4月22日に付託されました陳情第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情の審査結果について報告をいたします。

4月23日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、我が国は、働く者の9割が雇用関係のもとで働く雇用社会です。安心して働くことができる環境を整備することが、今後の日本経済の成長のため最も重要と考え、全会一致で採択することに決定しました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

陳情第1号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりをください。

なお、議員各位は控室でお待ちをください。

午後 2時47分休憩

午後 2時51分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ここで、傍聴人1名を許可をいたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、12番杉山 清君ほか6名から、発議第1号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書が提出をされました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

事務局長に追加日程を配付させます。

発議第1号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第1号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書を議題といたします。

発議第1号の意見書の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号の意見書の朗読は省略することに決定をいたしました。

直ちに提出者であります12番杉山 清君より、発議第1号の趣旨説明を求めます。

総務民生常任委員長杉山 清君。

〔総務民生常任委員長杉山 清君登壇〕

○総務民生常任委員長（杉山 清君） ご説明を申し上げます。

発議第1号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

我が国は、働く者の9割が雇用関係のもとで働く雇用社会です。安心して働くことができる環境を整備することが今後の日本経済のさらなる成長のために最も重要と考え、労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書を採択し、総理大臣、衆参議院議長及び関係大臣宛てに提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

発議第1号についての討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長より、内閣総理大臣、衆議院議長及び参議員議長ほか関係大臣宛て提出させます。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

-
- 報告第 1号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則
 - 報告第 2号 城里町小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
 - 報告第 3号 城里町水道事業会計規程の一部を改正する規程
 - 報告第 4号 城里町国民健康保険被保険者健康診査等補助金交付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第 5号 城里町臨時福祉給付金支給事業実施要綱の制定
 - 報告第 6号 城里町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の制定
 - 報告第 7号 平成25年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書
 - 報告第 8号 学校給食における食物アレルギー対応の手引き
 - 報告第 9号 城里町財務諸表4表（平成24年度決算）
 - 報告第10号 例月出納検査報告（12月、1月、2月、3月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第22、報告第1号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則から日程第31、報告第10号 例月出納検査報告（12月、1月、2月、3月執行分）の10件については、後ほどご熟読をお願いをいたします。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

〔「議長、その前に」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 小坪議員。

○16番（小坪 孝君） 先ほどの賛成討論、反対討論の中で、議会として、議会の代表監査委員がやっぱり執行部に……

○議長（小松崎三夫君） ちょっと待ってください。

○16番（小坪 孝君） 賛成するようなあれば、やっぱり監査委員たる者は中立でいるべきだと思うんですよ。

○議長（小松崎三夫君） いや、これは今、今期定例会の後にしてください。

○16番（小唄 孝君） はい。一応議会中ですので。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9日間にわたりました定例議会でしたが、小松崎議長のもと、慎重審議をいただき、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

4年に一度の一月おくれの定例議会でも、平成26年度各会計当初予算をご提案申し上げます。厳しい財政状況の中ではありますが、将来を見据えた事業予算の重点配分を行ったところでございますが、ご理解をいただけないのを残念に思っております。

今後は、会期中にいただきました貴重なご意見等を真摯に受けとめたいと思います。

最後になりますが、天候が心配される今日このごろですが、いよいよ農事繁忙の時期となりました。水田にも早苗がなびき始め、秋の豊作と町のにぎわいを請い願うものでございます。

どうか議員各位におかれましては、体調管理には十分ご留意されますとともに、城里町発展のため、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。今定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心なるご審議と議会運営には格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を終了できましたことを心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

執行部におかれましては、議員各位からのご指摘等については十分に研究をされ、効果的な住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、平成26年第1回城里町議会定例会を閉会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員